

ID: 2

担当部署: 総務課

処分の概要	行為の許可
例 規 名 根 拠 条 項	井手町役場庁内取締規則 第5条第1項
例 規 番 号	昭和45年規則第4号

【基準】

第5条の規定による。

(許可を必要とする行為)

第5条 庁舎等において次の各号に掲げる行為をしようとする者は、あらかじめ町の許可をうけなければならない。

- (1) 行商その他これに類する商行為
- (2) 職員等に対する寄附の募集及び保険の勧誘
- (3) 宣伝その他これに類する行為
- (4) 広告物等の掲示又は看板、立札類の設置
- (5) 集会等のため、多数集会して構内を使用する事
- (6) 仮設工作物の設置その他庁舎等を一時的かつ特別に使用する行為

2 町は、前項の許可に庁舎等の管理に支障を及ぼさないと認められる場合に限り許可を与えることができる。

3 町は、前項の許可に庁舎等の管理上必要な範囲内で条件を附することができる。

<その他の運用基準>

井手町の公の施設におけるヘイトスピーチ防止のための使用手続きに関するガイドライン(平成30年9月1日付30井同第102号、いづみ人権交流センター所長通知)による。

(井手町の公の施設におけるヘイトスピーチ防止のための使用手続きに関するガイドライン)

次のいずれかに該当する場合は不承認又は不許可とし、若しくは承認又は許可を取り消しすることができるものとする。

- (1)当該申請に係る行為が、公の秩序又は善良の風俗に反するおそれがあるとき。
- (2)当該申請に係る行為が、施設の管理・運営上支障があると認められるとき。

標準処理期間	15日
---------------	-----

備考

設 定 年 月 日	令和3年3月31日	最終変更年月日	年 月 日
------------------	-----------	----------------	-------

ID: 5

担当部署: 総務課

処分の概要	公文書の開示の請求に対する決定
例 規 名 根 拠 条 項	井手町情報公開条例 第11条第1項
例 規 番 号	平成14年条例第19号
【基準】	
<p>第4条及び第6条から第11条までの規定による。</p> <p>(請求権者)</p> <p>第4条 何人も、実施機関に対し、当該実施機関が保有する公文書の開示を請求することができる。</p> <p>(実施機関の開示義務)</p> <p>第6条 実施機関は、開示請求に係る公文書については、次条の開示しないことができる情報に該当する場合を除き、開示しなければならない。</p> <p>(開示しないことができる情報)</p> <p>第7条 実施機関は、開示請求に係る公文書に次の各号のいずれかに該当する情報(以下「不開示情報」という。)が記録されている場合は、開示しないことができる。</p> <p>(1) 個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等(文書、図画若しくは電磁的記録に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項をいう。)により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。</p> <p>ア 法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報</p> <p>イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報</p> <p>ウ 当該個人が公務員等(国家公務員法(昭和22年法律第120号)第2条第1項に規定する国家公務員(独立行政法人通則法第2条第4項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。)、独立行政法人等の役員及び職員、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人の役員及び職員をいう。)である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分</p> <p>(2) 法人その他の団体(国及び地方公共団体を除く。以下「法人等」という。)に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、開示することにより、当該法人等又は当該事業を営む個人の競争その他事業活動上の正当な利益を明らかに害すると認められるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。</p> <p>ア 人の生命、身体又は健康を当該法人等又は当該事業を営む個人の事業活動によって生ずる危害から保護するため、開示することが必要と認められる情報</p> <p>イ 人の生活又は財産を当該法人等又は当該事業を営む個人の違法又は著しく不当な事業活動によって生ずる支障から保護するため、開示することが必要と認められる情報</p> <p>ウ ア又はイに準ずる情報であって、開示することが公益上必要と認められる情報</p>	

- (3) 本町と国等との間における協議、依頼、委託、照会等により行う事務に関して実施機関が保有する情報であって、開示することにより、本町と国等との協力関係又は信頼関係を著しく損なうと認められるもの。
- (4) 開示することにより、人の生命、身体、財産等の保護又は犯罪の予防、犯罪の捜査その他住民生活の安全に支障が生ずるおそれのあるもの。
- (5) 実施機関の内部、実施機関相互の間又は本町と国等との間における検討、審議、協議、調査、研究等の意思形成過程に関わる情報であって、開示することにより、公正な意思形成に著しい支障が生ずるおそれのあるもの。
- (6) 実施機関が行う許可、認可、試験、交渉、入札、人事、争訟その他の事務事業に関する情報であって、開示することにより、それらの事務事業の公正かつ適正な執行を著しく妨げるおそれのあるもの。
- (7) 法令又は条例の定めるところにより、若しくは国等の指示により、開示することができないと認められるもの。
- (8) 実施機関の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供された情報であって、個人又は法人等における通例として公にしないこととされるものその他当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの。ただし、開示による利益がこの号の規定により保護する利益に優先する情報は除くものとする。

(時限的不開示)

第8条 実施機関は、前条各号のいずれかに該当する情報であっても、期間の経過により、同条各号のいずれにも該当しなくなったときは、開示の請求に応じなければならない。

(部分開示)

第9条 実施機関は、開示請求に係る公文書の一部に不開示情報が含まれている場合において、当該不開示情報が記録されている部分を容易に、かつ、開示請求の趣旨を損なわない程度に区分することができるときは、開示請求者に対し、当該部分を除いて公文書を開示しなければならない。

(公文書の存否に関する情報)

第10条 開示請求に対し、当該開示請求に係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該公文書の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。

(開示決定等の期限等)

第11条 実施機関は、第5条の規定による請求があったときは、当該請求があった日の翌日から起算して14日以内に、開示請求に係る公文書の開示に対する可否についての決定をしなければならない。

- 2 実施機関は、前項に規定する決定をしたときは、開示請求者に対し、当該決定の内容を速やかに書面により通知しなければならない。
- 3 実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由により、第1項に規定する期間内に同項に規定する決定をすることができないときは、当該請求があった日の翌日から起算して60日を限度として、その期間を延長することができる。この場合において、実施機関は、速やかに延長後の期間及び延長の理由を開示請求者に対し、書面により通知しなければならない。
- 4 第1項に規定する期間(前項の規定により延長された場合にあっては、延長後の期間)内に、実施機関が第1項に規定する決定をしないときは、開示請求者は、公文書を開示しない旨の決定があったものとみなすことができる。
- 5 第2項に規定する書面には、開示の請求に係る公文書の全部又は一部を開示しない旨の決定をするときは、当該決定の理由を付記しなければならない。この場合において、一定の期間の経過により、開示の請求に係る公文書が第7条各号に規定する情報に該当しなくなる期

井手町 条例適用申請に対する処分個票

日をあらかじめ明示することができるときは、併せてその該当しなくなる期日を付記しなければならない。

標準処理期間	請求があった日の翌日から起算して14日以内(第11条第1項)		
備考			
設定年月日	令和3年3月31日	最終変更年月日	令和5年4月1日

ID: 14

担当部署: 総務課

処分の概要	使用料の減免		
例 規 名 根 拠 条 項	井手町行政財産使用料条例 第3条		
例 規 番 号	平成24年条例第16号		
【基準】 第3条の規定による。 (使用料の減免) 第3条 町長は、公益上特にその必要があると認めるとき、使用料の全部又は一部を免除することができる。			
標準処理期間	3日		
備考			
設 定 年 月 日	令和3年3月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 15

担当部署: 総務課

処分の概要	使用料の還付承認		
例 規 名 根 拠 条 項	井手町行政財産使用料条例 第5条ただし書		
例 規 番 号	平成24年条例第16号		
【基準】 第5条の規定による。 (使用料の還付) 第5条 既納の使用料は還付しない。ただし、次に該当する場合は、その全部又は一部を還付することができる。 (1) 町において公用又は公共用に供する必要が生じ、その使用の許可を取り消し、又はその使用を停止したとき。 (2) 使用者の申請により使用の中止を認めたとき。 (3) 災害その他使用者の責に帰すことができない理由により使用の開始又は継続ができなくなったとき。			
標準処理期間	3日		
備考			
設 定 年 月 日	令和3年3月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 18

担当部署: 総務課

処分の概要	手数料の免除					
例 規 名 根 拠 条 項	井手町手数料徴収条例 第6条					
例 規 番 号	平成12年条例第8号					
【基準】						
<p>第6条の規定による。</p> <p>(免除)</p> <p>第6条 次に掲げるものは手数料を徴収しない。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 法令の規定により取り扱うもの (2) 国若しくは他の地方公共団体又はこれらの機関から公務につき必要とする旨請求があつたもの (3) 官公吏が職務上の必要で請求したもの (4) その他町長が特別の事由があると認めたもの <p>2 前項の規定は、多機能端末機(本町の電子計算機と電子通信回線で接続された端末機で、証明書等を発行する機能を有するものをいう。)により交付するものについては、適用しない。</p>						
標準処理期間	3日					
備考						
設 定 年 月 日	令和3年3月31日	最終変更年月日	令和5年4月1日			

ID: 20

担当部署: 産業環境課

処分の概要	分担金の減額		
例 規 名 根 拠 条 項	京都府営土地改良事業に係る井手町分担金徴収条例 第6条		
例 規 番 号	平成8年条例第13号		
【基準】 第6条の規定による。 (分担金の減額) 第6条 町長は、分担金の徴収を受けるべき者が府営土地改良事業に係る分担金に充てる目的をもって、土地、家屋、物件、労力又は金銭を寄附又は提供したときは、これらに応じ分担金を減額することができる。			
標準処理期間	30日		
備考			
設 定 年 月 日	令和3年3月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 21

担当部署: 産業環境課

処分の概要	分担金の徴収猶予等					
例 規 名 根 拠 条 項	京都府営土地改良事業に係る井手町分担金徴収条例 第7条					
例 規 番 号	平成8年条例第13号					
【基準】						
<p>第7条の規定による。</p> <p>(分担金の徴収猶予等)</p> <p>第7条 町長は、災害その他特別の事情があるときは、分担金(第5条に規定するものを除く。)の徴収を猶予し、納期を延長し、又はその一部若しくは全部を減免することができる。</p>						
標準処理期間	15日					
備考						
設 定 年 月 日	令和3年3月31日	最終変更年月日	年 月 日			

ID: 22

担当部署: 教育委員会事務局 社会教育課

処分の概要	貸出券の交付					
例 規 名 根 拠 条 項	井手町図書館管理運営規則 第11条第1項					
例 規 番 号	平成6年教育委員会規則第7号					
【基準】						
<p>第11条第1項及び第2項の規定による。</p> <p>(個人貸出・登録等)</p> <p>第11条 館外において図書館資料を利用するため、その貸出を受けようとする者は、あらかじめ申込書を館長に提出し、貸出券の交付を受けなければならない。</p> <p>2 前項の貸出を受けることができる者は、次の各号のいずれかに該当するものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 町内に住所を有する者 (2) 町内の官公署または会社等に勤務する者 (3) 町内の学校に在学する者 (4) 町外に住所を有する者で、広域個人貸出の対象となる者 (5) 前各号に掲げる者のほか、特に館長が認めた者 <p>3 貸出券の交付を受けた者は、貸出券を紛失したとき、または申込書の記載事項に変更があったときは、直ちに届け出なければならない。</p> <p>4 貸出券が登録者以外によって使用され損害を生じた場合は、登録者本人が責任を負うものとする。</p>						
標準処理期間	1日					
備考						
設 定 年 月 日	令和3年3月31日	最終変更年月日	令和5年4月1日			

ID: 24

担当部署: 教育委員会事務局 社会教育課

処分の概要	図書館資料の貸出期間後の利用の承認		
例 規 名 根 拠 条 項	井手町図書館管理運営規則 第13条第2項		
例 規 番 号	平成6年教育委員会規則第7号		
【基準】 第13条第2項の規定による。 (貸出の制限) 第13条 館長は、図書館資料を貸出期間内に返却しなかった者に対し、一定期間図書館資料の利用を停止することができる。 2 図書館資料を貸出期間を越えて引き続き利用しようとする者は、館長の承認を受けなければならない。ただし、継続利用は返却期間から14日を限度とする。			
標準処理期間	1日		
備考			
設 定 年 月 日	令和3年3月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 25

担当部署: 教育委員会事務局 社会教育課

処分の概要	団体利用の貸出券の交付		
例 規 名 根 拠 条 項	井手町図書館管理運営規則 第14条第2項		
例 規 番 号	平成6年教育委員会規則第7号		
【基準】 第14条の規定による。 (団体貸出登録等) 第14条 館長は、図書館資料を各種団体、又は地域・家庭文庫等適当と認める団体に対して貸出することができる。 2 図書館資料を館外で利用しようとする団体の代表者は、団体貸出申込書を館長に提出し、貸出券の交付を受けなければならない。 3 第11条第3項及び第4項の規定は前項の団体貸出に準用する。			
標準処理期間	1日		
備考			
設 定 年 月 日	令和3年3月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 26

担当部署: 教育委員会事務局 社会教育課

処分の概要	代理人貸出し及び配達貸出しの承認					
例 規 名 根 拠 条 項	井手町図書館管理運営規則 第17条第3項					
例 規 番 号	平成6年教育委員会規則第7号					
【基準】						
<p>第17条の規定による。</p> <p>(代理人貸出及び在宅貸出)</p> <p>第17条 身体障害者等で、来館して図書館を利用する事が困難であると認められる者は、その者の代理人により図書館資料の貸出を受けることができる。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、代理人を選ぶ事が困難な者は、図書館からの図書の配達による貸出を受けることができる。</p> <p>3 前2項の規定により貸出を受けようとする者は、あらかじめ館長に申し出て、その承認を受けなければならない。</p>						
標準処理期間	1日					
備考						
設 定 年 月 日	令和3年3月31日	最終変更年月日	年 月 日			

ID: 30

担当部署: 教育委員会事務局 社会教育課

処分の概要	使用料の減免					
例 規 名 根 拠 条 項	井手町立山吹ふれあいセンター設置及び管理に関する条例 第13条第1項					
例 規 番 号	平成6年条例第7号					
【基準】						
<p>第13条の規定による。</p> <p>(使用料の減免)</p> <p>第13条 公共に供し、又は公益を目的とするものその他教育委員会が特に必要があると認めることは、使用料を減免することができる。</p> <p>2 前項に規定する特別の理由は、次の各号に掲げるものとし、当該各号に定めるところにより使用料を減額し、又は免除するものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 町又は町の機関が主催するもの (全額免除) (2) 町の社会教育団体又は社会福祉団体が主催する会議及び事業で町又は町の機関が後援するもの (全額免除) (3) その他教育長が公益上必要があると認めた団体が使用するとき (全額免除) 						
標準処理期間	3日					
備考						
設 定 年 月 日	令和3年3月31日	最終変更年月日	年 月 日			

ID: 31

担当部署: 教育委員会事務局 社会教育課

処分の概要	使用の許可
例 規 名 根 拠 条 項	井手町立山吹ふれあいセンター設置及び管理に関する条例 第8条
例 規 番 号	平成6年条例第7号
【基準】	
<p>第8条、第9条及び井手町暴力団排除条例第9条の規定による。</p> <p>(使用の許可)</p> <p>第8条 ふれあいセンターを使用しようとする者は、規則で定めるところにより、教育委員会の許可を受けなければならない。</p> <p>(使用許可の制限)</p> <p>第9条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当する場合は、使用を許可しないものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 公の秩序又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。 (2) 施設又はその附属設備を汚損し、損傷し、又は滅失するおそれがあると認められるとき。 (3) 施設の管理運営上支障があると認められるとき。 (4) 前各号に掲げるもののほか、公益上支障があると認められるとき。 <p>(町が設置した公の施設の使用の不承認等)</p> <p>第9条 町長若しくは教育委員会又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により指定された法人その他の団体は、町が設置した公の施設が暴力団の活動に利用されると認めるときは、当該公の施設の使用の承認について定める他の条例の規定にかかわらず、当該条例の規定に基づく使用の承認をせず、又は当該使用の承認を取り消すことができる。</p> <p><その他の運用基準></p> <p>井手町の公の施設におけるヘイトスピーチ防止のための使用手続きに関するガイドライン(平成30年9月1日付30井同第102号、いづみ人権交流センター所長通知)による。</p> <p>(井手町の公の施設におけるヘイトスピーチ防止のための使用手続きに関するガイドライン) 次のいずれかに該当する場合は不承認又は不許可とし、若しくは承認又は許可を取り消しすることができるものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1)当該申請に係る行為が、公の秩序又は善良の風俗に反するおそれがあるとき。 (2)当該申請に係る行為が、施設の管理・運営上支障があると認められるとき。 	
標準処理期間	15日
備考	

井手町 条例適用申請に対する処分個票

設 定 年 月 日	令和3年3月31日	最終変更年月日	年 月 日
-----------	-----------	---------	-------

ID: 32

担当部署: 教育委員会事務局 社会教育課

処分の概要	使用料の還付承認					
例 規 名 根 拠 条 項	井手町立山吹ふれあいセンターの設置及び管理に関する条例施行規則 第6条 ただし書					
例 規 番 号	平成6年教育委員会規則第1号					
【基準】 第6条ただし書の規定による。 (使用料の還付) 第6条 既納の使用料は還付しない。ただし、教育長が特に必要があると認めたときは、その全部又は一部を還付することができる。						
標準処理期間 3日						
備考						
設 定 年 月 日	令和3年3月31日	最終変更年月日	年 月 日			

ID: 33

担当部署: 教育委員会事務局 社会教育課

処分の概要	貸付けの許可					
例 規 名 根 拠 条 項	井手町教育委員会視聴覚教具等貸付規則 第5条					
例 規 番 号	昭和58年教育委員会規則第2号					
【基準】						
<p>第2条及び第5条の規定による。</p> <p>(貸付けの対象)</p> <p>第2条 井手町教育委員会教育長(以下「教育長」という。)は、本町の社会教育団体または社会教育事業を実施する団体(以下「社会教育団体等」という。)に対し、教具等を貸し付けることができる。</p> <p>(貸付けの許可)</p> <p>第5条 教育長は、前条の申請書の内容等を検討し、適當と認めた場合、貸付けを許可するものとする。</p>						
標準処理期間	1日					
備考						
設 定 年 月 日	令和3年3月31日	最終変更年月日	年 月 日			

ID: 35

担当部署: 教育委員会事務局 社会教育課

処分の概要	入会の決定					
例 規 名 根 拠 条 項	井手町放課後児童クラブ施設の設置及び管理に関する条例 第6条					
例 規 番 号	平成14年条例第25号					
【基準】						
第5条及び第6条の規定による。 (対象児童) 第5条 対象児童は、井手町立小学校(以下「小学校」という。)に在籍する児童で、次の各号の一に該当する者とする。 (1) 保護者が、労働により昼間不在となるため、家庭での必要な保護が受けられない児童 (2) 保護者が、疾病又は出産その他やむをえない事情により、家庭での必要な保護が受けられない児童 (3) 前2号に定めるもののほか、家庭での必要な保護が受けられないと教育長が特に認める児童 (入会) 第6条 教育長は、対象児童を入会させようとする保護者から入会申請があった場合は、施設能力等を勘案し入会決定を行う。						
標準処理期間	15日					
備考						
設 定 年 月 日	令和3年3月31日	最終変更年月日	年 月 日			

ID: 37

担当部署: 教育委員会事務局 社会教育課

処分の概要	利用料の減免		
例 規 名 根 拠 条 項	井手町放課後児童クラブ施設の設置及び管理に関する条例 第8条		
例 規 番 号	平成14年条例第25号		
【基準】 第8条の規定による。 (利用料の減免) 第8条 教育長は、特に必要と認めた場合は、前条の利用料を減免することができる。			
標準処理期間	3日		
備考			
設 定 年 月 日	令和3年3月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 39

担当部署: 教育委員会事務局 社会教育課

処分の概要	使用の許可
例 規 名 根 拠 条 項	井手町立住民グラウンド設置及び管理に関する条例 第4条第1項
例 規 番 号	昭和55年条例第4号

【基準】

第4条、第5条、井手町立住民グラウンド設置及び管理に関する条例施行規則第5条及び井手町暴力団排除条例第9条の規定による。

(使用の許可)

第4条 グラウンドを使用しようとする者(以下「使用者」という。)は、あらかじめ井手町教育委員会(以下「教育委員会」という。)の許可をうけなければならない。

2 教育委員会は、前項の許可に管理上必要な条件を付することができる。

(使用の不許可)

第5条 教育委員会は、次の各号の一に該当する場合は、グラウンドの使用を許可しないことができる。

(1) グラウンドの管理上支障があるとき。

(2) グラウンドを使用させることが適当でないと認められるとき。

(使用させることが適当でないと認められる場合)

第5条 条例第5条第2号に規定するグラウンドを使用させることが適当でないと認められるときは、次の各号のいずれかに該当する場合を含むものとする。

(1) 公の秩序又は善良な風俗を害するおそれがあると認めるとき。

(2) 施設等を毀損するおそれがあると認めるとき。

(町が設置した公の施設の使用の不承認等)

第9条 町長若しくは教育委員会又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により指定された法人その他の団体は、町が設置した公の施設が暴力団の活動に利用されると認めるときは、当該公の施設の使用の承認について定める他の条例の規定にかかわらず、当該条例の規定に基づく使用の承認をせず、又は当該使用の承認を取り消すことができる。

<その他の運用基準>

井手町の公の施設におけるヘイトスピーチ防止のための使用手続きに関するガイドライン
(平成30年9月1日付30井同第102号、いづみ人権交流センター所長通知)による。

(井手町の公の施設におけるヘイトスピーチ防止のための使用手続きに関するガイドライン)
次のいずれかに該当する場合は不承認又は不許可とし、若しくは承認又は許可を取り消しすることができるものとする。

- (1)当該申請に係る行為が、公の秩序又は善良の風俗に反するおそれがあるとき。
- (2)当該申請に係る行為が、施設の管理・運営上支障があると認められるとき。

標準処理期間	15日		
備考			
設定年月日	令和3年3月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 41

担当部署: 教育委員会事務局 社会教育課

処分の概要	使用料の還付承認								
例 規 名 根 拠 条 項	井手町立住民グラウンド設置及び管理に関する条例 第7条第3項ただし書								
例 規 番 号	昭和55年条例第4号								
【基準】									
第7条第3項及び井手町立住民グラウンド設置及び管理に関する条例施行規則第6条第1項の規定による。									
(使用料)									
第7条 グラウンドの使用者は、次の表に定める使用料を納付しなければならない。									
<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>2時間単位の金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>スポーツに使用する場合</td> <td>2,000円</td> </tr> <tr> <td>その他に使用する場合</td> <td>3,000円</td> </tr> </tbody> </table>				区分	2時間単位の金額	スポーツに使用する場合	2,000円	その他に使用する場合	3,000円
区分	2時間単位の金額								
スポーツに使用する場合	2,000円								
その他に使用する場合	3,000円								
<p>2 前項の使用料は、前納しなければならない。ただし、教育長が必要と認める場合はこの限りでない。</p> <p>3 既納の使用料は返還しない。ただし、教育長が必要と認める場合は、その全部又は一部を返還することができる。</p> <p>4 教育長が公益上、その他特別の理由があると認める場合は、使用料を減免することができる。</p> <p>5 前項の規定により使用料免除する場合は次のとおりとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 教育長が公益上必要と認めたとき (2) 教育長が認定した社会教育団体が主催する事業 (3) 社会福祉団体が主催する事業 (4) その他教育長が必要と認めた事業 									
(使用料の返還)									
第6条 条例第7条第3項の規定により使用料の還付をする場合は次の通りである。									
<ol style="list-style-type: none"> (1) 天候の変化等不測の理由によりやむを得ず予定を変更したとき。 (2) その他教育長が必要と認めたとき。 									
<p>2 前項により使用料の還付を受けようとする者は還付申請書(別記様式第4号)を提出しなければならない。</p>									
標準処理期間	3日								
備考									
設 定 年 月 日	令和3年3月31日	最終変更年月日	年 月 日						

ID: 43

担当部署: 教育委員会事務局 社会教育課

処分の概要	使用料の減免								
例 規 名 根 拠 条 項	井手町立住民グラウンド設置及び管理に関する条例 第7条第4項								
例 規 番 号	昭和55年条例第4号								
<p>【基準】</p> <p>第7条第4項及び第5項の規定による。</p> <p>(使用料)</p> <p>第7条 グラウンドの使用者は、次の表に定める使用料を納付しなければならない。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>2時間単位の金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>スポーツに使用する場合</td> <td>2,000円</td> </tr> <tr> <td>その他に使用する場合</td> <td>3,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 前項の使用料は、前納しなければならない。ただし、教育長が必要と認める場合はこの限りでない。</p> <p>3 既納の使用料は返還しない。ただし、教育長が必要と認める場合は、その全部又は一部を返還することができる。</p> <p>4 教育長が公益上、その他特別の理由があると認める場合は、使用料を減免することができる。</p> <p>5 前項の規定により使用料免除する場合は次のとおりとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 教育長が公益上必要と認めたとき (2) 教育長が認定した社会教育団体が主催する事業 (3) 社会福祉団体が主催する事業 (4) その他教育長が必要と認めた事業 				区分	2時間単位の金額	スポーツに使用する場合	2,000円	その他に使用する場合	3,000円
区分	2時間単位の金額								
スポーツに使用する場合	2,000円								
その他に使用する場合	3,000円								
標準処理期間	3日								
備考									
設 定 年 月 日	令和3年3月31日	最終変更年月日	年 月 日						

ID: 44

担当部署: 教育委員会事務局 社会教育課

処分の概要	特別の設備の許可					
例 規 名 根 拠 条 項	井手町立住民グラウンド設置及び管理に関する条例 第8条					
例 規 番 号	昭和55年条例第4号					
【基準】						
<p>第8条の規定による。</p> <p>(特別設備)</p> <p>第8条 使用者がグラウンドに特別の設備をしようとするときは、あらかじめ教育委員会の許可を受けなければならない。</p>						
<その他の運用基準>						
<p>井手町の公の施設におけるヘイトスピーチ防止のための使用手続きに関するガイドライン (平成30年9月1日付30井同第102号、いづみ人権交流センター所長通知)による。</p> <p>(井手町の公の施設におけるヘイトスピーチ防止のための使用手続きに関するガイドライン) 次のいずれかに該当する場合は不承認又は不許可とし、若しくは承認又は許可を取り消しすることができるものとする。</p> <p>(1)当該申請に係る行為が、公の秩序又は善良の風俗に反するおそれがあるとき。</p> <p>(2)当該申請に係る行為が、施設の管理・運営上支障があると認められるとき。</p>						
標準処理期間	15日					
備考						
設 定 年 月 日	令和3年3月31日	最終変更年月日	年 月 日			

ID: 45

担当部署: 教育委員会事務局 社会教育課

処分の概要	使用変更の許可					
例 規 名 根 拠 条 項	井手町立住民グラウンド設置及び管理に関する条例施行規則 第3条					
例 規 番 号	昭和55年教育委員会規則第1号					
【基準】 第3条の規定による。 (変更許可の申請) 第3条 グラウンドの使用許可を受けた者が許可された内容を変更しようとするとき又は使用を取消そうとするときは、グラウンド使用変更申請書(別記様式第2号)又はグラウンド使用取消報告書(別記様式第3号)を使用する2日前までに教育委員会に提出しなければならない。						
標準処理期間						
備考						
設 定 年 月 日	令和3年3月31日	最終変更年月日	年 月 日			

ID: 46

担当部署: 教育委員会事務局 社会教育課

処分の概要	使用の許可
例 規 名 根 拠 条 項	井手町立学校施設使用条例 第4条
例 規 番 号	昭和62年条例第3号

【基準】

第2条、第4条、第5条、井手町立学校施設使用に関する規則第5条及び井手町暴力団排除条例第9条の規定による。

(使用資格及び使用対象施設)

第2条 学校施設を使用できる者は、原則として町内に在住又は勤務しているものとする。

2 この条例において使用の対象となる学校施設は、次のとおりとする。

- (1) 体育館
- (2) 運動場
- (3) 普通教室及び特別教室
- (4) その他教育委員会が認めた施設

(使用許可)

第4条 学校施設を使用しようとする者は、規則で定めるところにより、教育委員会の許可を受けなければならない。

(使用禁止)

第5条 教育委員会は、次の各号の一に該当する場合は、学校施設の使用を許可しない。

- (1) 公益を害すると認められる場合
- (2) もっぱら営利を目的とした事業と認められる場合
- (3) 党派的、政治活動と認められる場合
- (4) 一宗一派による宗教活動と認められる場合
- (5) その他不適当であると認められる場合

(使用させることが不適当であると認められる場合)

第5条 条例第5条第5号に規定するその他不適当であると認められる場合は、次の各号のいずれかに該当する場合を含むものとする。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗を害するおそれがあると認めるとき。
- (2) 施設等を毀損するおそれがあると認めるとき。
- (3) 施設の管理上支障があると認めるとき。

(町が設置した公の施設の使用の不承認等)

第9条 町長若しくは教育委員会又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により指定された法人その他の団体は、町が設置した公の施設が暴力団の活動に利用されると認めるときは、当該公の施設の使用の承認について定める他の条例の規定にかかわらず、当該条例の規定に基づく使用の承認をせず、又は当該使用の承認を取り消すことができる。

<その他の運用基準>

井手町の公の施設におけるヘイトスピーチ防止のための使用手続きに関するガイドライン

井手町 条例適用申請に対する処分個票

(平成30年9月1日付30井同第102号、いづみ人権交流センター所長通知)による。

(井手町の公の施設におけるヘイトスピーチ防止のための使用手続きに関するガイドライン)

次のいずれかに該当する場合は不承認又は不許可とし、若しくは承認又は許可を取り消しすることができるものとする。

- (1)当該申請に係る行為が、公の秩序又は善良の風俗に反するおそれがあるとき。
- (2)当該申請に係る行為が、施設の管理・運営上支障があると認められるとき。

標準処理期間	15日		
備考			
設定年月日	令和3年3月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 48

担当部署: 教育委員会事務局 社会教育課

処分の概要	使用料の減免					
例 規 名 根 拠 条 項	井手町立学校施設使用条例 第6条第2項					
例 規 番 号	昭和62年条例第3号					
【基準】						
<p>第6条第2項、井手町立学校施設使用料の取扱いに関する規則第3条第1項及び第2項の規定による。</p> <p>(使用料)</p> <p>第6条 第2条第2項第1号、第3号の学校施設を使用する者(以下「使用者」という。)は、別表第1に定める施設使用料を前納しなければならない。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、町長が必要と認める場合は、規則で定めるところにより、使用料の一部又は全部を免除することができる。</p> <p>(使用料の減免)</p> <p>第3条 学校施設の使用料を免除する場合、次のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 町又は教育委員会の事業に使用する場合 (2) 社会教育関係団体等が主催する全住民又は、その地域住民を対象とする行事に使用する場合 (3) 育友会が主催する全会員を対象とする行事に使用する場合 (4) 青少年に健全な育成を目的とし、18歳未満又は、高校生以下で構成する団体が行う行事に使用する場合 (5) その他、特に町長が認める場合 <p>2 前項の他、次に掲げる場合は、使用料の半額を免除する。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 社会教育関係団体等に加盟する団体で、あらかじめ登録をしている団体が使用する場合 (2) 教育委員会に、社会教育関係団体として登録した団体が使用する場合 <p>3 前2項の規定により使用料の免除を受けようとする者は、使用許可申請の際に、学校施設使用料減免申請書(別記様式第2号)にその旨を記し、町長の許可を得なければならない。</p>						
標準処理期間	3日					
備考						
設 定 年 月 日	令和3年3月31日	最終変更年月日	年 月 日			

ID: 49

担当部署: 教育委員会事務局 社会教育課

処分の概要	使用料の還付承認					
例 規 名 根 拠 条 項	井手町立学校施設使用条例 第7条ただし書					
例 規 番 号	昭和62年条例第3号					
【基準】						
<p>第7条及び井手町立学校施設使用料の取扱いに関する規則第4条第1項の規定による。</p> <p>(使用料の還付)</p> <p>第7条 既納の使用料は還付しない。ただし、町長が特に必要があると認める場合は、規則で定めるところにより、使用料の一部又は全部を還付することができる。</p> <p>(使用料の還付)</p> <p>第4条 条例第7条の規定による使用料の還付については、次の各号の一に該当する場合とする。</p> <p>(1) 使用者の責任によらない理由により、学校施設を使用することができなかった場合</p> <p>(2) やむを得ない事情により、教育委員会が使用許可の取り消しをした場合</p> <p>(3) その他、町長が特に必要と認めた場合</p> <p>2 還付を受けようとする者は、使用日から1週間以内に、当該校長の承認を得て、学校施設使用料還付申請書(別記様式第3号)を町長に提出しなければならない。</p>						
標準処理期間	3日					
備考						
設 定 年 月 日	令和3年3月31日	最終変更年月日	年 月 日			

ID: 51

担当部署: 教育委員会事務局 社会教育課

処分の概要	町指定文化財の現状変更等の許可					
例 規 名 根 拠 条 項	井手町文化財保護条例 第18条第1項					
例 規 番 号	平成7年条例第2号					
【基準】						
<p>第18条第1項の規定による。</p> <p>(現状変更等の制限)</p> <p>第18条 町指定文化財に關しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、教育委員会の許可を受けなければならない。ただし、非常災害のために必要な応急措置をとる場合、保存に影響を及ぼす行為については影響が軽微である場合は、この限りではない。</p> <p>2 教育委員会は、前項の許可をする場合において、その許可の条件として同項の現状の変更又は保存に影響を及ぼす行為に關し、文化財を保護するために必要な条件を付することができる。</p> <p>3 第1項の許可を受けた者が前項の許可の条件に従わなかったときは、教育委員会は、許可に係る現状の変更若しくは保存に影響を及ぼす行為の停止を命じ、又は許可を取り消すことができる。</p> <p>4 町は、第1項の許可を受けることができなかつたことにより、又は第3項の許可の条件を付せられたことによって損失を受けた者に対しては、その通常生ずべき損失を補償する。</p>						
標準処理期間	30日					
備考						
設 定 年 月 日	令和3年3月31日	最終変更年月日	年 月 日			

ID: 53

担当部署: 産業環境課

処分の概要	利用の許可
例 規 名 根 拠 条 項	井手町野外活動センター施設の設置及び管理に関する条例 第9条
例 規 番 号	平成16年条例第5号
【基準】	
<p>第9条、第10条及び井手町暴力団排除条例第9条の規定による。</p> <p>(利用の許可)</p> <p>第9条 野外活動センター施設を利用する者は、指定管理者の許可を受けなければならない。</p> <p>ただし、指定管理者が特に認めた事項についてはこの限りでない。</p> <p>(利用の制限)</p> <p>第10条 次の各号のいずれかに該当するときは、野外活動センター施設を利用することができない。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 公の秩序又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき (2) 野外活動センター施設又は自然環境を汚損し、損傷し、又は滅失するおそれがあると認められるとき (3) 野外活動センター施設の管理運営上支障があると認められるとき (4) 前各号に掲げるもののほか、公益上支障があると認められるとき (5) 利用者が許可の申請書に偽りの記載をし、又は不正の手段によって許可を受けたとき (6) 天災地変その他の避けることのできない理由により必要があると認められるとき <p>2 前項の規定により許可した事項を変更し、又は許可を取り消し、若しくは利用の中止を命じた場合において利用者に損害が生じても、指定管理者はその賠償に責めを負わないものとする。ただし、前項第3号に該当する場合は、この限りでない。</p> <p>(町が設置した公の施設の使用の不承認等)</p> <p>第9条 町長若しくは教育委員会又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により指定された法人その他の団体は、町が設置した公の施設が暴力団の活動に利用されると認めるときは、当該公の施設の使用の承認について定める他の条例の規定にかかわらず、当該条例の規定に基づく使用の承認をせず、又は当該使用の承認を取り消すことができる。</p> <p><其他の運用基準></p> <p>井手町の公の施設におけるヘイトスピーチ防止のための使用手続きに関するガイドライン(平成30年9月1日付30井同第102号、いづみ人権交流センター所長通知)による。</p> <p>(井手町の公の施設におけるヘイトスピーチ防止のための使用手続きに関するガイドライン)</p> <p>次のいずれかに該当する場合は不承認又は不許可とし、若しくは承認又は許可を取り消しすることができるものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1)当該申請に係る行為が、公の秩序又は善良の風俗に反するおそれがあるとき。 (2)当該申請に係る行為が、施設の管理・運営上支障があると認められるとき。 	

井手町 条例適用申請に対する処分個票

標準処理期間	15日		
備考			
設定年月日	令和3年3月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 54

担当部署: 住民福祉課

処分の概要	保育所の委託の承認					
例 規 名 根 拠 条 項	井手町立保育所の設置及び管理に関する条例 第3条第1項					
例 規 番 号	昭和33年条例第23号					
【基準】						
<p>第3条の規定による。</p> <p>(委託手続き等)</p> <p>第3条 保育所に児童を委託しようとする者は、規則で定める手続きにより町長の承認を受けなければならない。</p> <p>2 町長は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、その委託を拒むことができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 設備その他の事情により受託能力がないとき。 (2) 疾病その他の理由により他の児童に悪影響を及ぼすおそれがあるとき。 (3) その他町長において受託を不適当と認めたとき。 						
標準処理期間	30日					
備考						
設 定 年 月 日	令和3年3月31日	最終変更年月日	年 月 日			

ID: 58

担当部署: 住民福祉課

処分の概要	保育料等の減免		
例 規 名	井手町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料等に関する条例		
根 拠 条 項	第7条		
例 規 番 号	平成27年条例第14号		
【基準】 第7条の規定による。 (保育料等の減免) 第7条 町長は、教育・保育給付認定子どもの教育・保育給付認定保護者等が、災害その他やむを得ない理由によりその負担すべき保育料又は延長保育料(以下「保育料等」という。)を負担することが困難と認められるときは、これを減額し、又は免除することができる。			
標準処理期間	15日		
備考			
設 定 年 月 日	令和3年3月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 59

担当部署: 住民福祉課

処分の概要	受給資格の認定					
例 規 名 根 拠 条 項	井手町特別児童福祉手当支給条例 第4条					
例 規 番 号	昭和46年条例第4号					
【基準】						
第3条及び第4条の規定による。 (支給要件)						
第3条 次の各号のいずれかに該当する児童の保護者並びに監護者に手当を支給する。 (1) 父母が婚姻を解消した児童 (2) 父母又は父母のいずれか一方が死亡した児童 (3) 父母又は父母のいずれか一方が重度障害の状態にある児童 (4) 父母のいずれか一方の生死が明らかでない児童 (5) その他前各号に準ずる状態にある児童で、民生委員の意見を聞き町長が認定したもの。						
2 児童、保護者並びに監護者が井手町に引き続き1年以上住所を有し、住民基本台帳に記録されている者に限り支給する。 (受給資格の認定)						
第4条 手当の支給を受けようとする保護者又は監護者は、町長に申請し、受給資格の認定を受けなければならない。認定を受けた後、児童数に増減を生じたときも同様とする。						
標準処理期間	30日					
備考						
設 定 年 月 日	令和3年3月31日	最終変更年月日	年 月 日			

ID: 61

担当部署: 住民福祉課

処分の概要	受給資格の認定					
例 規 名 根 拠 条 項	井手町心身障害児童特別手当支給条例 第4条					
例 規 番 号	昭和46年条例第5号					
【基準】						
<p>第3条、第4条及び第7条の規定による。</p> <p>(受給資格)</p> <p>第3条 手当の支給を受けることのできる保護者は、次に掲げる要件をそなえている者でなければならない。</p> <p>(1) 本町に引き続き1年以上住所を有し、住民基本台帳に児童とともに記録されていること。</p> <p>(受給資格の認定)</p> <p>第4条 手当の支給を受けようとする保護者は、町長に申請し、受給資格の認定を受けなければならぬ。認定を受けた後、児童数に増減を生じたときも同様とする。</p> <p>(支給の制限)</p> <p>第7条 町長は、受給者が次の各号の一に該当するときは、手当の全部又は一部を支給しないことができる。</p> <p>(1) 児童の養育を怠っていると認められるとき。</p> <p>(2) この条例に違反したとき。</p>						
標準処理期間	30日					
備考						
設 定 年 月 日	令和3年3月31日	最終変更年月日	年 月 日			

ID: 63

担当部署: 保健医療課

処分の概要	受給者の認定					
例 規 名 根 拠 条 項	井手町福祉医療費の支給に関する条例 第4条					
例 規 番 号	昭和49年条例第31号					
【基準】						
<p>第2条及び第4条の規定による。</p> <p>(受給資格)</p> <p>第2条 医療費の支給を受けることができる者は、井手町に住所を有するもので、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)による被保険者、健康保険法(大正11年法律第70号)その他の法令で定める保険による被保険者もしくは組合員及び被扶養者で、次の各号の一に該当する者とする。但し、生活保護法による被保護者は除く。</p> <p>(1) 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)による障害程度が1級から3級に該当する者</p> <p>(2) 母子家庭の母(準ずる女子を含む。以下「母等」という。)が扶養する満18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある児童及び母等</p> <p>(3) 父子家庭の父(準ずる男子を含む。以下「父等」という。)が扶養する満18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある児童及び父等</p> <p>(4) 療育手帳Aに該当する者</p> <p>(5) 上記に準ずる者で、特に町長が必要と認めた者</p> <p>(受給者の申請)</p> <p>第4条 町長は、医療費の支給を受けようとする者または、その同居の親族の申請にもとづき、受給者を認定する。</p>						
標準処理期間	30日					
備考						
設 定 年 月 日	令和3年3月31日	最終変更年月日	年 月 日			

ID: 64

担当部署: 保健医療課

処分の概要	医療費の支給					
例 規 名 根 拠 条 項	井手町福祉医療費の支給に関する条例 第7条					
例 規 番 号	昭和49年条例第31号					
【基準】						
<p>第3条及び第7条の規定による。</p> <p>(支給の範囲)</p> <p>第3条 支給する医療費は、支給対象者が国民健康保険法又は医療保険各法の規定による医療に関する給付を受けた場合に被保険者もしくは組合員及び被扶養者が負担すべき額とする。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、社会保険法において家族療養附加給付額である場合は、その額を控除した額とする。</p> <p>(医療費の支給)</p> <p>第7条 町長は、受給者または、その同居の親族からの医療費請求にもとづき、医療費を支給する。</p> <p>2 町長は、保険医療機関等で受給者が受診した場合、その費用をその者に代り当該保険医療機関等に支払うことができるものとする。</p>						
標準処理期間	30日					
備考						
設 定 年 月 日	令和3年3月31日	最終変更年月日	年 月 日			

ID: 67

担当部署: いづみ児童館

処分の概要	使用料の減免					
例 規 名 根 拠 条 項	井手町立いづみ児童館設置、管理並びに使用条例 第11条					
例 規 番 号	昭和55年条例第2号					
【基準】 第11条の規定による。 (使用料の減免) 第11条 次の各号の一に該当するときは、使用料を減免することができる。 (1) 町の機関が使用するとき。 (2) もっぱら公益のために使用するとき。 (3) その他管理者において減免の必要があると認めたとき。						
標準処理期間 3日						
備考						
設 定 年 月 日	令和3年3月31日	最終変更年月日	年 月 日			

ID: 68

担当部署: いづみ児童館

処分の概要	使用の許可					
例 規 名 根 拠 条 項	井手町立いづみ児童館設置、管理並びに使用条例 第9条					
例 規 番 号	昭和55年条例第2号					
【基準】						
<p>第9条及び井手町暴力団排除条例第9条の規定による。</p> <p>(使用許可)</p> <p>第9条 児童館を使用しようとする者は、館長の許可を受けなければならない。</p> <p>(町が設置した公の施設の使用の不承認等)</p> <p>第9条 町長若しくは教育委員会又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により指定された法人その他の団体は、町が設置した公の施設が暴力団の活動に利用されると認めるとときは、当該公の施設の使用の承認について定める他の条例の規定にかかわらず、当該条例の規定に基づく使用の承認をせず、又は当該使用の承認を取り消すことができる。</p>						
標準処理期間	1日					
備考						
設 定 年 月 日	令和3年3月31日	最終変更年月日	年 月 日			

ID: 69

担当部署: いづみ児童館

処分の概要	使用料の還付承認					
例 規 名 根 拠 条 項	井手町立いづみ児童館設置、管理並びに使用条例施行規則 第6条ただし書					
例 規 番 号	平成12年規則第14号					
【基準】 第6条の規定による。 (使用料の還付) 第6条 既納の使用料は還付しない。ただし、町長が特に必要があると認めたときは、その全部又は一部を還付することができる。						
標準処理期間 3日						
備考						
設 定 年 月 日	令和3年3月31日	最終変更年月日	年 月 日			

ID: 70

担当部署: 保健医療課

処分の概要	償還払いによる医療費の助成					
例 規 名 根 拠 条 項	井手町子育て支援医療費の助成に関する条例 第5条					
例 規 番 号	平成5年条例第16号					
【基準】						
<p>第4条及び第5条の規定による。</p> <p>(助成する医療費の範囲及び給付の方法)</p> <p>第4条 助成する医療費の額は、子どもの疾病又は負傷について医療保険各法の規定により医療の給付を受けた場合に対象者が負担すべき額とする。</p> <p>2 前項の場合において、附加給付その他医療に関する法令等の規定による給付により当該対象者の医療費の負担が軽減されるときは、同項に規定する額から当該軽減される額を控除する。</p> <p>3 子どもが、保険医療機関等で医療を受けた場合には、町長は前2項の規定により対象者に助成すべき医療費の限度において、当該対象者が当該医療に関し当該保険医療機関等に支払うべき費用を、その者に代わり、当該保険医療機関等に支払うことができる。</p> <p>4 前項の規定による支払があったときは、当該医療を受けた子どもの保護者に対し、医療費の助成があったものとみなす。</p> <p>(償還払い)</p> <p>第5条 子どもが、次の各号の一に該当する場合は、償還払いの方法により医療費を支払うことができる。</p> <p>(1) 京都府の区域外の保険医療機関等で医療を受けた場合</p> <p>(2) 本町に住所を有した日又は出生の日から、子育て支援医療費受給者証(以下「受給者証」という。)の申請の日までの間に医療を受けた場合</p>						
標準処理期間	30日					
備考						
設 定 年 月 日	令和3年3月31日	最終変更年月日	年 月 日			

ID: 71

担当部署: 保健医療課

処分の概要	受給者証の交付					
例 規 名 根 拠 条 項	井手町子育て支援医療費の助成に関する条例 第6条第1項					
例 規 番 号	平成5年条例第16号					
【基準】						
<p>第3条及び第6条の規定による。</p> <p>(対象者)</p> <p>第3条 この条例の規定による医療費の助成の対象となる者(以下「対象者」という。)は、井手町の区域内に住所を有し、規則で定める医療保険各法(以下「医療保険各法」という。)による被保険者又は被扶養者である子どもの保護者及び別に規則で定めるものとする。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、子どもが次の各号の一に該当する場合は、対象者としない。</p> <p>(1) 生活保護法(昭和25年法律第144号)第11条の規定により扶助を受けている世帯に属する場合</p> <p>(2) 井手町福祉医療費の支給に関する条例(昭和49年井手町条例第31号)の規定による医療費の支給を受けることができる場合</p> <p>(受給者証)</p> <p>第6条 町長は、規則の定めるところにより、保護者からの申請に基づき、受給者証を交付するものとする。</p> <p>2 対象者は、保険医療機関等において医療を受ける際に、受給者証を提示しなければならない。</p>						
標準処理期間	30日					
備考						
設 定 年 月 日	令和3年3月31日	最終変更年月日	令和7年4月1日			

ID: 74

担当部署: 保健医療課

処分の概要	受給者証の再交付					
例 規 名 根 拠 条 項	井手町子育て支援医療費の助成に関する条例施行規則 第6条					
例 規 番 号	平成5年規則第10号					
【基準】 第6条の規定による。 (受給者証の再交付申請) 第6条 破損、忘失等により受給者証の再交付を受けようとする者は、子育て支援医療費受給者証再交付申請書(別記第1号様式)を町長に提出しなければならない。						
標準処理期間 5日						
備考						
設 定 年 月 日	令和3年3月31日	最終変更年月日	年 月 日			

ID: 75

担当部署: 高齢福祉課

処分の概要	敬老金の支給決定					
例 規 名 根 拠 条 項	井手町敬老金支給条例 第4条					
例 規 番 号	昭和45年条例第37号					
【基準】						
<p>第2条及び第4条の規定による。</p> <p>(敬老金支給の範囲)</p> <p>第2条 毎年4月1日現在において、満77歳以上の老人で、本町に引き続き3年以上住所を有し、住民基本台帳に記録されている者に敬老金を支給する。</p> <p>(敬老金の支給決定等)</p> <p>第4条 敬老金の支給決定は、受給該当者の申請に基づいて町長が行う。ただし町長が必要があると認めるときは、申請を待たずに支給することができる。</p> <p>2 町長は、前項の申請があったときはすみやかにその決定を行ない、申請者に通知するものとする。</p>						
標準処理期間	30日					
備考						
設 定 年 月 日	令和3年3月31日	最終変更年月日	年 月 日			

ID: 76

担当部署: 高齢福祉課

処分の概要	支払未済に係る敬老金の支給					
例 規 名 根 拠 条 項	井手町敬老金支給条例 第6条第1項					
例 規 番 号	昭和45年条例第37号					
【基準】						
<p>第6条の規定による。</p> <p>(支払未済の敬老金受給者の特例)</p> <p>第6条 敬老金の支給決定を受けた者が、支給期日までに死亡したときは、敬老金はその死亡した者と同居していた配偶者、子、父母、孫に支給する。</p> <p>2 前項の場合、敬老金の支給を受けるべき同順位者が2人以上あるときは、そのうちの1人とした請求は、全員のためにしたものとみなし、またその1人に対してした支給は全員に対ししたものとみなす。</p>						
標準処理期間	30日					
備考						
設 定 年 月 日	令和3年3月31日	最終変更年月日	年 月 日			

ID: 78

担当部署: 住民福祉課

処分の概要	受給資格の認定					
例 規 名 根 拠 条 項	井手町福祉年金支給条例 第4条					
例 規 番 号	昭和48年条例第21号					
【基準】						
<p>第2条、第4条及び井手町福祉年金支給条例施行規則第7条の規定による。</p> <p>(支給要件)</p> <p>第2条 この条例による年金の支給を受けることができる者は、井手町内に居住する70才以上の老人で、国民年金法(昭和34年法律第141号)の規定により、福祉年金の支給を停止されている者(所得制限または、公的年金の受給により支給を停止されている者)とする。</p> <p>(受給資格の認定)</p> <p>第4条 年金の支給を受けようとする者(以下「受給資格者」という。)は、町長に申請し、受給資格の認定を受けなければならない。</p> <p>(支給の対象)</p> <p>第7条 年金の支給を受けている者が死亡したときは、その者の受給にかかる年金を受けることができる者は、同居の配偶者、子、父母、孫とする。</p>						
標準処理期間	30日					
備考						
設 定 年 月 日	令和3年3月31日	最終変更年月日	年 月 日			

ID: 80

担当部署: 保健医療課

処分の概要	受給者の認定					
例 規 名 根 拠 条 項	井手町老人医療費の支給に関する条例 第4条					
例 規 番 号	昭和47年条例第16号					
【基準】						
<p>第2条及び第4条の規定による。</p> <p>(受給者)</p> <p>第2条 老人医療費の支給を受けることができる者は、井手町に住所を有する65歳以上70歳未満の老人で、生活保護法(昭和25年法律第144号)による被保護者及び高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号。以下「高齢者医療確保法」という。)による医療を受けることができる者を除き、次の各号のいずれかに該当する者とする。</p> <p>(1) 次のいずれにも該当する者</p> <p>ア 所得税を課されていない者(所得税法等の一部を改正する法律(平成22年法律第6号)第1条の規定による改正前の所得税法(昭和40年法律第33号)第2条第1項及び第84条第1項の規定を適用したならば所得税が課されない者を含み、租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第41条の3の3第1項の規定を適用しないとしたならば所得税が課される者を除く。イにおいて同じ。)</p> <p>イ その属する世帯の生計を主として維持する者が所得税を課されていない者</p> <p>(2) 前号に掲げる者のほか、町長が特に必要と認めた者</p> <p>(受給者の認定)</p> <p>第4条 町長は、医療費の支給を受けようとする者の本人、又は同居の親族の申請にもとづき、規則で定めるところにより受給者を認定する。</p>						
標準処理期間	30日					
備考						
設 定 年 月 日	令和3年3月31日	最終変更年月日	令和7年4月1日			

ID: 81

担当部署: 保健医療課

処分の概要	医療費の支給					
例 規 名 根 拠 条 項	井手町老人医療費の支給に関する条例 第6条					
例 規 番 号	昭和47年条例第16号					
【基準】						
<p>第3条及び第6条の規定による。</p> <p>(支給の範囲)</p> <p>第3条 支給する医療費の範囲は、対象者が高齢者医療確保法第7条第1項に規定する医療保険各法の規定による医療に関する給付を受けた場合に被保険者若しくは組合員又は被扶養者が負担すべき額から次の各号により算定される額を控除して得た額とする。ただし、高齢者医療確保法第84条又は第85条の規定が適用される場合においては、当該額にこれらの条の規定により支給される高額療養費又は高額介護合算療養費に相当する額を加算するものとする。</p> <p>(1) 高齢者医療確保法第67条第1項に規定する一部負担金に相当する額。ただし、同項第1号に該当する場合は、同号に掲げる割合を100分の20として得られる額</p> <p>(2) 当該疾病又は負傷について附加給付、附加給付に類する給付その他法令等の規定により給付が行われた場合は、当該額に相当する額</p> <p>(老人医療費の支給)</p> <p>第6条 町長は、規則で定めるところにより老人医療費を支給する。</p>						
標準処理期間	30日					
備考						
設 定 年 月 日	令和3年3月31日	最終変更年月日	年 月 日			

ID: 84

担当部署: 保健医療課

処分の概要	受給者証の更新					
例 規 名 根 拠 条 項	井手町老人医療費の支給に関する条例施行規則 第4条第1項					
例 規 番 号	昭和47年規則第4号					
【基準】						
<p>第4条の規定による。</p> <p>(受給者証の更新)</p> <p>第4条 老人医療費受給者証の交付を受けている者(以下「受給者」という。)は、毎年7月1日から同月31日までの間に、老人医療費受給者更新申請書(様式第1号)に前条第1項に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。</p> <p>2 受給者は、受給者証の有効期間が満了した場合には、当該受給者証をただちに町長に返還しなければならない。</p>						
標準処理期間	15日					
備考						
設 定 年 月 日	令和3年3月31日	最終変更年月日	年 月 日			

ID: 85

担当部署: 保健医療課

処分の概要	受給者証の再交付					
例 規 名 根 拠 条 項	井手町老人医療費の支給に関する条例施行規則 第6条第1項					
例 規 番 号	昭和47年規則第4号					
【基準】						
第6条の規定による。 (受給者証の再交付申請)						
第6条 受給者は、受給者証を破り、よごし、又は失ったときは、老人医療費受給者証再交付申請書(様式第7号)により再交付の申請をすることができる。						
2 受給者証を破り、又はよごした場合には、前項の申請書に、その受給者証を添えなければならない。						
3 受給者は、受給者証の再交付を受けた後、失った受給者証を発見したときは、ただちに、これを町長に返還しなければならない。						
標準処理期間	5日					
備考						
設 定 年 月 日	令和3年3月31日	最終変更年月日	年 月 日			

ID: 90

担当部署: 高齢福祉課

処分の概要	使用料の減免					
例 規 名 根 拠 条 項	井手町立ゲートボール場設置、管理並びに使用に関する条例 第5条第3項					
例 規 番 号	平成3年条例第10号					
【基準】						
第5条第3項の規定による。 (使用料)						
第5条 前条第3号に規定する者がゲートボール場を使用する場合は、使用料を納付しなければならない。						
2 前項に規定する使用料は次のとおりとする。						
コート	時間単位	料金				
1面	1時間	500円				
3 町長が公益上又は特別の理由があると認めたときは、使用料の全部又は一部を免除することができます。						
標準処理期間	3日					
備考						
設 定 年 月 日	令和3年3月31日	最終変更年月日	年 月 日			

ID: 93

担当部署: 高齢福祉課

処分の概要	費用の減免					
例 規 名 根 拠 条 項	井手町身体障害者福祉法施行細則 第11条					
例 規 番 号	平成5年規則第4号					
【基準】 第11条の規定による。 (費用の徴収) 第11条 町長は、扶養義務者が死亡し、疾病にかかり、又は災害を受けた場合その他やむをえない理由により前項の規定により徴収する金額を負担することが困難であると認めたときは、その額を減額し、又は免除することができる。						
標準処理期間 15日						
備考						
設 定 年 月 日	令和3年3月31日	最終変更年月日	年 月 日			

ID: 94

担当部署: 高齢福祉課

処分の概要	利用者負担額の減免					
例 規 名	身体障害者福祉法、知的障害者福祉法及び児童福祉法に基づく居宅生活支援費					
根 拠 条 項	及び施設訓練等支援費並びにサービス利用支援費の基準に関する規則 第6条					
例 規 番 号	平成15年規則第5号					
【基準】						
第6条の規定による。 (施設訓練等支援費及び居宅生活支援費に係る利用者負担額の減額又は免除) 第6条 町長は、利用者又は扶養義務者が死亡し、疾病にかかり、又は災害を受けた場合その他やむをえない理由により負担することが困難であると認めたときは、その額を減額し又は免除することができる。						
標準処理期間	15日					
備考						
設 定 年 月 日	令和3年3月31日	最終変更年月日	年 月 日			

ID: 95

担当部署: 同和・人権政策課

処分の概要	使用の許可
例 規 名 根 拠 条 項	井手町立南溝地区集会所の設置及び管理に関する条例 第5条
例 規 番 号	平成7年条例第9号
【基準】	
<p>第5条、井手町立南溝地区集会所の設置及び管理に関する条例施行規則第4条及び井手町暴力団排除条例第9条の規定による。</p> <p>(使用許可)</p> <p>第5条 南溝地区集会所を使用する者は、町長の許可を受けなければならない。</p> <p>(使用の制限)</p> <p>第4条 町は、次の各号のいずれかに該当すると認める場合は、南溝地区集会所の使用を制限することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 公の秩序又は善良な風俗を害するおそれがあると認めるとき。 (2) 施設等を毀損するおそれがあると認めるとき。 (3) 施設の管理上支障があると認めるとき。 <p>(町が設置した公の施設の使用の不承認等)</p> <p>第9条 町長若しくは教育委員会又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により指定された法人その他の団体は、町が設置した公の施設が暴力団の活動に利用されると認めるときは、当該公の施設の使用の承認について定める他の条例の規定にかかわらず、当該条例の規定に基づく使用の承認をせず、又は当該使用の承認を取り消すことができる。</p> <p><その他の運用基準></p> <p>井手町の公の施設におけるヘイトスピーチ防止のための使用手続きに関するガイドライン (平成30年9月1日付30井同第102号、いづみ人権交流センター所長通知)による。</p> <p>(井手町の公の施設におけるヘイトスピーチ防止のための使用手続きに関するガイドライン)</p> <p>次のいずれかに該当する場合は不承認又は不許可とし、若しくは承認又は許可を取り消しすることができるものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1)当該申請に係る行為が、公の秩序又は善良の風俗に反するおそれがあるとき。 (2)当該申請に係る行為が、施設の管理・運営上支障があると認められるとき。 	
標準処理期間	15日
備考	

井手町 条例適用申請に対する処分個票

設 定 年 月 日	令和3年3月31日	最終変更年月日	年 月 日
-----------	-----------	---------	-------

ID: 97

担当部署: 同和・人権政策課

処分の概要	使用料の減免											
例 規 名 根 拠 条 項	井手町立南溝地区集会所の設置及び管理に関する条例 第6条第3項											
例 規 番 号	平成7年条例第9号											
【基準】												
第6条第3項及び第4項の規定による。 (使用料) 第6条 南溝地区集会所を使用する場合は、使用料を納付しなければならない。												
2 前項に規定する使用料は次のとおりとする。												
<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th><th>単価</th><th>金額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>集会その他</td><td>1時間</td><td>500円</td></tr> <tr> <td>社会的行事等</td><td>1日</td><td>5,000円</td></tr> </tbody> </table>				区分	単価	金額	集会その他	1時間	500円	社会的行事等	1日	5,000円
区分	単価	金額										
集会その他	1時間	500円										
社会的行事等	1日	5,000円										
3 町長が特別の理由があると認めたときは、使用料の全部又は一部を免除することができる。												
4 前項の規定により、使用料を免除する場合は次のとおりとする。												
(1) 町の機関が使用するとき (2) 公益のため使用するとき (3) その他、町長が必要と認めた事業												
標準処理期間	3日											
備考												
設 定 年 月 日	令和3年3月31日	最終変更年月日	年 月 日									

ID: 100

担当部署: いづみ人権交流センター

処分の概要	使用料の減免					
例 規 名 根 拠 条 項	井手町立いづみ人権交流センター設置、管理並びに使用条例 第11条					
例 規 番 号	昭和55年条例第1号					
【基準】 第11条の規定による。 (使用料の減免) 第11条 次の各号の一に該当するときは、使用料を減免することができる。 (1) 町の機関が使用するとき。 (2) もっぱら公益のために使用するとき。 (3) その他管理者において減免の必要があると認めたとき。						
標準処理期間						
備考						
設 定 年 月 日	令和3年3月31日	最終変更年月日	年 月 日			

ID: 101

担当部署: いづみ人権交流センター

処分の概要	使用の許可
例 規 名 根 拠 条 項	井手町立いづみ人権交流センター設置、管理並びに使用条例 第9条
例 規 番 号	昭和55年条例第1号
【基準】	
<p>第8条、第9条、井手町立いづみ人権交流センター設置、管理並びに使用条例施行規則第5条及び井手町暴力団排除条例第9条の規定による。</p> <p>(使用)</p> <p>第8条 所長は、人権交流センター事業に支障のない限り施設設備を使用させることができ。但し、管理者が適当でないと認めるときはこの限りでない。</p> <p>(使用の許可)</p> <p>第9条 人権交流センターを使用しようとする者は、所長の許可を受けなければならない。</p> <p>(使用の制限)</p> <p>第5条 条例第8条但し書に規定する管理者が適当でないと認めるときとは、次の各号のいずれかに該当する場合を含むものとする。</p> <p>(1) 公の秩序又は善良な風俗を害するおそれがあるとき。</p> <p>(2) 施設の管理上支障があるとき。</p> <p>(町が設置した公の施設の使用の不承認等)</p> <p>第9条 町長若しくは教育委員会又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により指定された法人その他の団体は、町が設置した公の施設が暴力団の活動に利用されると認めるときは、当該公の施設の使用の承認について定める他の条例の規定にかかわらず、当該条例の規定に基づく使用の承認をせず、又は当該使用の承認を取り消すことができる。</p> <p><その他の運用基準></p> <p>井手町の公の施設におけるヘイトスピーチ防止のための使用手続きに関するガイドライン (平成30年9月1日付30井同第102号、いづみ人権交流センター所長通知)による。</p> <p>(井手町の公の施設におけるヘイトスピーチ防止のための使用手続きに関するガイドライン) 次のいずれかに該当する場合は不承認又は不許可とし、若しくは承認又は許可を取り消しすることができるものとする。</p> <p>(1)当該申請に係る行為が、公の秩序又は善良の風俗に反するおそれがあるとき。</p> <p>(2)当該申請に係る行為が、施設の管理・運営上支障があると認められるとき。</p>	
標準処理期間	15日
備考	

井手町 条例適用申請に対する処分個票

設 定 年 月 日	令和3年3月31日	最終変更年月日	年 月 日
-----------	-----------	---------	-------

ID: 103

担当部署: いづみ人権交流センター

処分の概要	使用料の還付承認		
例 規 名 根 拠 条 項	井手町立いづみ人権交流センター設置、管理並びに使用条例施行規則 第8条た だし書		
例 規 番 号	平成12年規則第13号		
【基準】 第8条ただし書の規定による。 (使用料の還付) 第8条 既納の使用料は還付しない。ただし、町が特に必要があると認めたときは、その全部 又は一部を還付することができる。			
標準処理期間	3日		
備考			
設 定 年 月 日	令和3年3月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 104

担当部署: 保健センター

処分の概要	使用の許可					
例 規 名 根 拠 条 項	井手町立保健センターの設置及び管理に関する条例施行規則 第6条第1項					
例 規 番 号	昭和60年規則第2号					
【基準】						
<p>第6条及び井手町暴力団排除条例第9条の規定による。</p> <p>(使用の手続)</p> <p>第6条 保健センターの施設を使用しようとするもの(以下「使用者」という。)は、保健センター使用許可申請書(様式第1号)を町長に提出し、町長の許可を受けなければならない。</p> <p>2 町長は、前項の規定に基づき施設の使用を許可したときは、許可済の旨を明らかにするため保健センター使用許可書(様式第2号)を交付する。</p> <p>3 町長は、必要があると認めたときは、前項の許可に条件を付し、または必要な指示をすることができる。</p>						
<p>(町が設置した公の施設の使用の不承認等)</p> <p>第9条 町長若しくは教育委員会又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により指定された法人その他の団体は、町が設置した公の施設が暴力団の活動に利用されると認めるとときは、当該公の施設の使用の承認について定める他の条例の規定にかかわらず、当該条例の規定に基づく使用の承認をせず、又は当該使用の承認を取り消すことができる。</p>						
標準処理期間	1日					
備考						
設 定 年 月 日	令和3年3月31日	最終変更年月日	年 月 日			

ID: 108

担当部署: 産業環境課

処分の概要	特定家庭用機器廃棄物及び使用済指定再資源化製品廃棄物の処理手数料の減免					
例 規 名 根 拠 条 項	井手町廃棄物の処理および清掃に関する条例 第13条					
例 規 番 号	昭和52年条例第51号					
【基準】						
<p>第13条及び井手町廃棄物の処理および清掃に関する条例施行規則第6条の規定による。</p> <p>(手数料の減免)</p> <p>第13条 天災その他特別の事情があると町長が認めたときは、前条の手数料を減免することができる。</p> <p>(手数料の減免の基準)</p> <p>第6条 条例第13条に規定する手数料の減免基準は、次のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 天災 無料 (2) 生活保護法(昭和25年法律第144号)の規定による扶助を受けているもの 4割 (3) その他 町長がそのつど定める。 						
標準処理期間	3日					
備考						
設 定 年 月 日	令和3年3月31日	最終変更年月日	年 月 日			

ID: 109

担当部署: 産業環境課

処分の概要	許可書の再交付		
例 規 名 根 拠 条 項	井手町廃棄物の処理および清掃に関する条例施行規則 第11条		
例 規 番 号	昭和52年規則第5号		
【基準】 第11条の規定による。 (許可書の再交付) 第11条 許可業者は許可書を紛失し、き損し、または汚損したときは、すみやかに再交付申請書(別記様式第9号)を町長に提出し許可書の再交付を受けなければならない。			
標準処理期間	5日		
備考			
設 定 年 月 日	令和3年3月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 110

担当部署: 産業環境課

処分の概要	源氏ボタル等の捕獲の許可					
例 規 名 根 拠 条 項	井手町源氏ボタル保護条例 第5条第1項ただし書					
例 規 番 号	平成11年条例第14号					
【基準】						
<p>第5条第1項ただし書の規定による。</p> <p>(捕獲の禁止)</p> <p>第5条 前条に規定する保護区域においては、源氏ボタル、源氏ボタルの幼虫及びカワニナを捕獲してはならない。ただし、町長が次の各号のいずれかに該当すると認めて許可したときは、この限りでない。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 学術又は文化等のため必要とするとき。 (2) 学校等の施設及び研究機関が教育及び研究のため必要とするとき。 (3) 種の保護と増殖を目的のため必要とするとき。 (4) 前各号に掲げるもののほか、特に町長が必要と認めたとき。 <p>2 保護区域以外においても、源氏ボタルをみだりに捕獲しないように努めなければならない。</p>						
標準処理期間	3日					
備考						
設 定 年 月 日	令和3年3月31日	最終変更年月日	年 月 日			

ID: 111

担当部署: 産業環境課

処分の概要	事業の承認		
例 規 名 根 拠 条 項	井手町内河川の水質保全条例 第5条第1項		
例 規 番 号	平成25年条例第16号		
【基準】 第5条第1項の規定による。 (事業の承認) 第5条 前条第2項の規定により排水処理施設を設置する事業者は、事業の開始前に事業の内容について、町の承認を受けなければならない。 2 前項の承認を受けようとする事業者は、規則で定めるところにより、申請書及び関係書類を町に提出しなければならない。 3 町は、町内河川の自然環境を保全するため、事業者に対して、事業の内容を変更するよう指示することができる。			
標準処理期間	15日		
備考			
設 定 年 月 日	令和3年3月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 112

担当部署: 産業環境課

処分の概要	工事完了検査済証の交付					
例 規 名 根 拠 条 項	井手町ペット霊園の設置の許可等に関する条例 第13条第1項					
例 規 番 号	平成26年条例第18号					
【基準】						
<p>第13条第1項の規定による。</p> <p>(検査等)</p> <p>第13条 町は、前条の規定による届出があったときは、速やかに、当該工事が許可の内容に適合しているかどうかについて検査し、当該工事が許可の内容に適合していると認めるときは、規則で定める工事完了検査済証を交付するものとする。</p> <p>2 設置者は、前項の工事完了検査済証の交付を受けた後でなければ、当該検査に係るペット霊園(区域等の変更にあっては当該変更に係る部分に限る。)を使用してはならない。</p>						
標準処理期間	5日					
備考						
設 定 年 月 日	令和3年3月31日	最終変更年月日	年 月 日			

ID: 116

担当部署: 産業環境課

処分の概要	ペット霊園の設置の許可(変更の許可を含む。)					
例 規 名 根 拠 条 項	井手町ペット霊園の設置の許可等に関する条例 第4条第1項					
例 規 番 号	平成26年条例第18号					
【基準】						
第4条及び第9条の規定による。 (許可) 第4条 ペット霊園を設置しようとする者は、あらかじめ、規則で定める申請書を提出し、町の許可を受けなければならない。許可を受けて設置したペット霊園の区域、施設又は設備を変更(以下「区域等の変更」という。)しようとする者も同様とする。 2 町は、前項の許可をする場合において、公衆衛生の維持及び住民の生活環境の保全のため必要があると認めるときは、その許可に条件を付することができる。 (許可の基準) 第9条 ペット霊園の設置又は区域等の変更の許可をするときの基準は、別表に定めるとおりとする。						
標準処理期間	5日					
備考						
設 定 年 月 日	令和3年3月31日	最終変更年月日	年 月 日			

ID: 119

担当部署: 保健医療課

処分の概要	出産育児一時金の支給					
例 規 名 根 拠 条 項	井手町国民健康保険条例 第8条第1項					
例 規 番 号	昭和36年条例第4号					
【基準】						
<p>第8条第1項の規定による。</p> <p>(出産育児一時金)</p> <p>第8条 被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、出産育児一時金として488,000円を支給する。ただし、町長が健康保険法施行令(大正15年勅令第243号)第36条の規定を勘案し、必要があると認めるときは、規則で定めるところにより、これに30,000円を上限として加算するものとする。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、出産育児一時金の支給は、同一の出産につき、健康保険法(大正11年法律第70号)、船員保険法(昭和14年法律第73号)、国家公務員共済組合法(昭和33年法律第128号。他の法律において準用し、又は例による場合を含む。次条第2項において同じ。)又は地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)の規定によって、これに相当する給付を受けることができる場合には行わない。</p>						
標準処理期間	30日					
備考						
設 定 年 月 日	令和3年3月31日	最終変更年月日	令和5年4月1日			

ID: 120

担当部署: 保健医療課

処分の概要	葬祭費の支給		
例 規 名 根 拠 条 項	井手町国民健康保険条例 第9条第1項		
例 規 番 号	昭和36年条例第4号		
【基準】 第9条第1項の規定による。 (葬祭費) 第9条 被保険者が死亡したときは、その者の葬祭を行う者に対し、葬祭費として50,000円を支給する。 2 前項の規定にかかわらず、葬祭費の支給は、同一の死亡につき、健康保険法、船員保険法、国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法又は高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号。以下「高齢者医療確保法」という。)の規定によって、これに相当する給付を受けることができる場合には行わない。			
標準処理期間	30日		
備考			
設 定 年 月 日	令和3年3月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 121

担当部署: 保健医療課

処分の概要	精神・結核医療付加金の支給					
例 規 名 根 拠 条 項	井手町国民健康保険条例 第9条の2第1項					
例 規 番 号	昭和36年条例第4号					
【基準】						
<p>第9条の2第1項の規定による。</p> <p>(精神・結核医療付加金)</p> <p>第9条の2 被保険者(高齢者医療確保法の規定による医療を受けることができる者を除く。以下この条において同じ。)が次の各号に掲げる医療を受けたときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、その医療に要した費用について、精神・結核医療付加金を支給する。</p> <p>(1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第58条に規定する指定自立支援医療のうち障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令(平成18年政令第10号)第1条第3号で定める精神障害の医療</p> <p>(2) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)第37条の2に規定する医療</p> <p>2 精神・結核医療付加金の額は、前項各号に掲げる医療に要する費用の額から、当該医療について、法の規定により受けることができる給付により負担される額、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定により負担される額及び感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の規定により負担される額並びにその他の法令等により受けることができる給付により負担される額を控除した額とする。</p> <p>3 被保険者が第1項各号に掲げる医療を受けたときは、その世帯主が障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第54条第2項に規定する指定自立支援医療機関又は感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第37条の2第1項に規定する結核指定医療機関に支払うべき当該医療に要した費用について、精神・結核医療付加金として世帯主に対し支給すべき額の限度において、世帯主に代わり、当該指定自立支援医療機関又は結核指定医療機関に支払うことができる。</p> <p>4 前項の規定による支払があったときは、世帯主に対し精神・結核医療付加金の支給があつたものとみなす。</p>						
標準処理期間	30日					
備考						
設 定 年 月 日	令和3年3月31日	最終変更年月日	年 月 日			

ID: 122

担当部署: 高齢福祉課

処分の概要	保険料の減免		
例 規 名 根 拠 条 項	井手町介護保険条例 第10条第1項		
例 規 番 号	平成12年条例第13号		
【基準】			
第10条第1項の規定による。 (保険料の減免)			
第10条 町長は、納付義務者が次の各号のいずれかに該当する者のうち必要があると認められるものに対し、保険料を減免する。			
(1) 第1号被保険者又はその属する世帯の生計を主として維持する者が、震災、風水害、火災その他これに類する災害により、住宅、家財又はその他の財産について著しい損害を受けたこと。			
(2) 第1号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者が死亡したこと、又はその者が心身に重大な障害を受け、若しくは長期間入院したことにより、その者の収入が著しく減少したこと。			
(3) 第1号被保険者の属する生計を主として維持する者の収入が、事業又は業務の休廃止、事業における著しい損失、失業等により著しく減少したこと。			
(4) 第1号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者の収入が、干ばつ、冷害、凍霜害等による農作物の不作、不漁その他これに類する理由により著しく減少したこと。			
2 前項の規定によって保険料の減免を受けようとする者は納期限の7日前までに、次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする理由を証明する書類を添付して、町長に提出しなければならない。			
(1) 被保険者及び主たる生計維持者の氏名及び住所			
(2) 納期限及び保険料の額			
(3) 減免を受けようとする理由			
3 第1項の規定によって保険料の減免を受けた者は、その理由が消滅した場合においては、ただちにその旨を町長に申告しなければならない。			
標準処理期間	15日		
備考			
設 定 年 月 日	令和3年3月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 126

担当部署: 高齢福祉課

処分の概要	保険料の徴収猶予					
例 規 名 根 拠 条 項	井手町介護保険条例 第9条第1項					
例 規 番 号	平成12年条例第13号					
【基準】						
<p>第9条第1項の規定による。</p> <p>(保険料の徴収猶予)</p> <p>第9条 町長は、納付義務者が次の各号のいずれかに該当することによりその納付すべき保険料の全部又は一部を一時に納付することができないと認める場合においては、その者の申請によって、その納付することができないと認められる金額を限度として、6月以内の期間に限ってその徴収を猶予することができる。この場合においては、その金額を適宜分割して納付すべき期限を定めることを妨げない。</p> <p>(1) 第1号被保険者又はその属する世帯の生計を主として維持する者が、震災、風水害、火災その他これに類する災害により、住宅、家財又はその他の財産について著しい損害を受けたこと。</p> <p>(2) 第1号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者が死亡したこと、又はその者が心身に重大な障害を受け、若しくは長期間入院したことにより、その者の収入が著しく減少したこと。</p> <p>(3) 第1号被保険者の属する生計を主として維持する者の収入が、事業又は業務の休廃止、事業における著しい損失、失業等により著しく減少したこと。</p> <p>(4) 第1号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者の収入が、干ばつ、冷害、凍霜害等による農作物の不作、不漁その他これに類する理由による著しく減少したこと。</p> <p>2 前項の申請をする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に徴収猶予を必要とする理由を証明すべき書類に添付して、町長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 被保険者及び主たる生計維持者の氏名及び住所</p> <p>(2) 納期限及び保険料の額</p> <p>(3) 徴収猶予を必要とする理由</p>						
標準処理期間	15日					
備考						
設 定 年 月 日	令和3年3月31日	最終変更年月日	年 月 日			

ID: 127

担当部署: 産業環境課 自然休養村管理センター

処分の概要	使用の許可及び変更許可
例 規 名 根 拠 条 項	自然休養村管理センターの管理に関する条例 第3条第1項
例 規 番 号	昭和54年条例第20号

【基準】

第3条、第4条及び井手町暴力団排除条例第9条の規定による。

(使用の許可)

第3条 センターを使用しようとする者は、町長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更するときも同様とする。

2 町長は、センターの管理上必要があると認めた時は、前項の許可に際し条件を付すことができる。

(使用の制限)

第4条 町長は、次の各号の一に該当するときは使用を許可しない。

- (1) 公の秩序及び善良な風俗を乱し、又は公益を害する恐れがあるとき。
- (2) 建物及び附属設備を損傷する恐れがあるとき。
- (3) センターの管理、運営上支障があると認めたとき。
- (4) その他町長がその使用を不適当と認めたとき。

(町が設置した公の施設の使用の不承認等)

第9条 町長若しくは教育委員会又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により指定された法人その他の団体は、町が設置した公の施設が暴力団の活動に利用されると認めるときは、当該公の施設の使用の承認について定める他の条例の規定にかかわらず、当該条例の規定に基づく使用の承認をせず、又は当該使用の承認を取り消すことができる。

<その他の運用基準>

井手町の公の施設におけるヘイトスピーチ防止のための使用手続きに関するガイドライン

(平成30年9月1日付30井同第102号、いづみ人権交流センター所長通知)による。

(井手町の公の施設におけるヘイトスピーチ防止のための使用手続きに関するガイドライン)

次のいずれかに該当する場合は不承認又は不許可とし、若しくは承認又は許可を取り消しすることができるものとする。

- (1)当該申請に係る行為が、公の秩序又は善良の風俗に反するおそれがあるとき。
- (2)当該申請に係る行為が、施設の管理・運営上支障があると認められるとき。

標準処理期間	15日
備考	

井手町 条例適用申請に対する処分個票

設 定 年 月 日	令和3年3月31日	最終変更年月日	年 月 日
-----------	-----------	---------	-------

ID: 130

担当部署: 産業環境課 自然休養村管理センター

処分の概要	使用料の減免		
例 規 名 根 拠 条 項	自然休養村管理センターの管理に関する条例 第8条		
例 規 番 号	昭和54年条例第20号		
【基準】 第8条の規定による。 (使用料の減免) 第8条 公用に供し、又は公益を目的とするもの、その他町長が特に必要があると認めるときは、使用料を減免することができる。 2 次の各号の一に該当する場合は、前項の規定により使用料の全部又は一部を免除する。 (1) 町の機関が使用するとき。 (2) 農業協同組合及び農林業団体が使用するとき。 (3) その他町長が公益上必要があると認めた団体が使用するとき。 3 前項第3号に該当する団体については、冷暖房費、光熱水費は免除しない。			
標準処理期間	15日		
備考			
設 定 年 月 日	令和3年3月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 131

担当部署: 産業環境課 自然休養村管理センター

処分の概要	使用料の還付承認					
例 規 名 根 拠 条 項	自然休養村管理センターの管理に関する条例 第9条ただし書					
例 規 番 号	昭和54年条例第20号					
【基準】						
<p>第9条及び自然休養村管理センターの管理に関する条例施行規則第9条の規定による。</p> <p>(使用料の還付)</p> <p>第9条 既納の使用料は還付しない。ただし、町長が特に必要があると認めたときは、その全部又は一部を還付することができる。</p> <p>(使用料の還付)</p> <p>第9条 次の各号の一に該当する場合は、条例第9条の規定により使用料の全部又は一部を還付する。</p> <p>(1) センター内において伝染病等の発生により、使用することができなくなったとき。</p> <p>(2) 天災、地変、その他不可抗力により使用することができなくなったとき。</p> <p>(3) その他、使用者の責に帰することができない理由により、使用することができなくなったとき。</p>						
標準処理期間	15日					
備考						
設 定 年 月 日	令和3年3月31日	最終変更年月日	年 月 日			

ID: 133

担当部署: 産業環境課

処分の概要	施設の設置箇所の変更の許可					
例 規 名 根 拠 条 項	井手町林地荒廃防止施設維持管理条例 第4条ただし書					
例 規 番 号	昭和62年条例第17号					
【基準】						
第4条の規定による。 (禁止行為) 第4条 施設の設置箇所について、人為的に、その形状および植生を変えてはならない。但し、次の各号の一に該当する場合は、町長の許可を得て変更することができる。 (1) 公共施設が設置される場合であつて保全上支障がないと認められるとき。 (2) 施設の効用をそこなうことなく森林経営を行なうとき。 (3) 隣接地の災害発生に伴い、一体として行なわれる災害防止行為等を行なうとき。 (4) 森林の病害虫の発生により伐採をするとき。 (5) その他町長が必要と認めたとき。						
標準処理期間	15日					
備考						
設 定 年 月 日	令和3年3月31日	最終変更年月日	年 月 日			

ID: 136

担当部署: 産業環境課

処分の概要	分担金の減免		
例 規 名 根 拠 条 項	井手町農林関係事業分担金徴収条例 第8条		
例 規 番 号	昭和62年条例第16号		
【基準】 第8条の規定による。 (分担金の減免) 第8条 町長は、災害その他特別の事情があるときは、分担金の徴収を猶予し、又は分担金の全部若しくは一部を減免することができる。			
標準処理期間	15日		
備考			
設 定 年 月 日	令和3年3月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 137

担当部署: 企画財政課

処分の概要	特別の設備の許可		
例 規 名 根 拠 条 項	井手町新産業育成施設設置及び管理に関する条例 第11条第1項		
例 規 番 号	平成13年条例第8号		
【基準】 第11条第1項の規定による。 (特別の設備) 第11条 使用者は、使用する施設に特別な設備を使用するときは、町長の許可を受けなければならない。 2 町長は、管理上必要があると認めたときは、使用者の負担において必要な設備をさせ又は必要な措置を講じさせることができる。			
標準処理期間	1日		
備考			
設 定 年 月 日	令和3年3月31日	最終変更年月日	令和6年4月1日

ID: 139

担当部署: 企画財政課

処分の概要	使用の許可					
例 規 名 根 拠 条 項	井手町新産業育成施設設置及び管理に関する条例 第5条					
例 規 番 号	平成13年条例第8号					
【基準】						
第4条、第5条、井手町新産業育成施設設置及び管理に関する条例施行規則第2条及び井手町暴力団排除条例第9条の規定による。						
(使用資格)						
第4条 施設を使用することができる者は、新技術・新商品・新サービス等の研究開発若しくは試作又はこれに準ずる事業活動を行う創業者、創業後間もない者、創造的な事業活動を行う者、経営の革新、新事業の開拓を行う者とする。						
(使用の許可)						
第5条 施設を使用する者は、町長の許可を受けなければならない。						
(使用資格)						
第2条 条例第4条の規定により井手町新産業育成施設を使用することができるものは、井手町新産業育成施設使用者(入居者)審査委員会(以下「審査委員会」という。)において適性な選考を受けた者とする。						
(町が設置した公の施設の使用の不承認等)						
第9条 町長若しくは教育委員会又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により指定された法人その他の団体は、町が設置した公の施設が暴力団の活動に利用されると認めるとときは、当該公の施設の使用の承認について定める他の条例の規定にかかわらず、当該条例の規定に基づく使用の承認をせず、又は当該使用の承認を取り消すことができる。						
標準処理期間	1日					
備考						
設 定 年 月 日	令和3年3月31日	最終変更年月日	令和6年4月1日			

ID: 140

担当部署: 企画財政課

処分の概要	使用期間の更新の許可		
例 規 名 根 拠 条 項	井手町新産業育成施設設置及び管理に関する条例 第6条ただし書		
例 規 番 号	平成13年条例第8号		
【基準】 第6条の規定による。 (使用期間) 第6条 施設の使用期間は、3年以内とする。ただし、町長が認めたときは、これを更新することができる。			
標準処理期間	1日		
備考			
設 定 年 月 日	令和3年3月31日	最終変更年月日	令和6年4月1日

ID: 142

担当部署: 企画財政課

処分の概要	使用料の還付承認		
例 規 名 根 拠 条 項	井手町新産業育成施設設置及び管理に関する条例 第8条ただし書		
例 規 番 号	平成13年条例第8号		
【基準】 第8条の規定による。 (使用料の還付) 第8条 既納の使用料は、還付しない。ただし、町長が認めたときは、この限りでない。			
標準処理期間	3日		
備考			
設 定 年 月 日	令和3年3月31日	最終変更年月日	令和6年4月1日

ID: 143

担当部署: 企画財政課

処分の概要	使用料の減免		
例 規 名 根 拠 条 項	井手町新産業育成施設設置及び管理に関する条例 第9条		
例 規 番 号	平成13年条例第8号		
【基準】 第9条の規定による。 (使用料の減額等) 第9条 町長は、特別な理由があると認めたときは、使用料を減額し、又は免除することができる。			
標準処理期間	3日		
備考			
設 定 年 月 日	令和3年3月31日	最終変更年月日	令和6年4月1日

ID: 144

担当部署: 産業環境課

処分の概要	助成対象企業の指定
例 規 名 根 拠 条 項	井手町企業立地促進条例 第2条第1項
例 規 番 号	平成25年条例第13号

【基準】

第2条及び井手町企業立地促進条例施行規則第2条の規定による。

(助成対象企業の指定)

第2条 町長は、規則で定める企業が本町において事業場等を設置しようとする場合において、環境を保全する措置が講ぜられると認めるときは、当該企業を助成対象として、当該事業場等ごとに指定することができる。

- 2 前項の規定による事業場等の指定の要件は、規則で定める。
- 3 町長は、第1項の規定による指定をしようとするときは、あらかじめ井手町企業立地促進審査会(以下「審査会」という。)の意見を聴かなければならない。
- 4 第1項の規定による指定は、必要があるときは、条件を付すことができる。

(助成対象企業の業種及び指定の要件)

第2条 条例第2条第1項の規則で定める企業は、次の各号のいずれかに掲げる業種に該当する企業とする。

- (1) 情報関連産業(日本標準産業分類(統計法(平成19年法律第53号)第2条第9項に規定する統計基準として定められたものをいう。)においてソフトウェア業、情報処理・提供サービス業、映像情報制作・配給業、民間放送業(有線放送業を除く。)、デザイン業若しくは機械設計業に分類される産業又はこれらに準じる産業をいう。以下同じ。)
 - (2) 自然科学研究所(日本標準産業分類において自然科学研究所に分類される産業をいう。以下同じ。)
 - (3) 製造業(日本標準産業分類において製造業に分類される産業をいう。以下同じ。)
 - (4) その他の産業で町長が特に認めるもの
- 2 条例第2条第2項に規定する事業場等の指定の要件は、別表第1に掲げる要件のいずれにも該当することとする。

別表第1(第2条関係)

- 1 本町における事業場等の設置が次の各号のいずれかに該当すること。
 - (1) 本町に事業場等を有しない企業が新たに事業場等を設置すること。
 - (2) 本町に事業場等を有する企業が、当該事業場等の縮小又は閉鎖を伴わないで、新たに事業場等を設置すること。
 - (3) 本町に事業場等を有する企業が、当該事業場等の縮小又は閉鎖をし、新たに同規模以上の事業場等を設置すること。
 - (4) 本町に事業場等を有する企業が当該事業場等の規模を拡大して設置すること。
- 2 本町において設置する事業場等の用地が次の各号のいずれかに該当すること。
 - (1) 都市計画法(昭和43年法律第100号)第8条第1項第1号に規定する工業地域又は準工業地域にあること。
 - (2) その他町長が特に認める地域にあること。
- 3 本町において設置する事業場等が、次の表の左欄に掲げる事業場等の区分に応じ、右欄に

掲げる要件に該当すること。

区分	要件
情報関連産業及び自然科学研究所に係る本店及び事業場	取得若しくは賃借をした用地等の面積が500平方メートル以上又は投下固定資産額等が50,000,000円以上であり、かつ、地元新規雇用者数が1人以上であること。
製造業に係る本店	取得若しくは賃借をした用地等の面積が500平方メートル以上であり、かつ、投下固定資産額等が100,000,000円以上又は地元新規雇用者数が1人以上であること。
製造業に係る事業場及びその他の産業で町長が特に認めるものに係る本店及び事業場	取得若しくは賃借をした用地等の面積が500平方メートル以上であり、かつ、投下固定資産額等が100,000,000円以上又は地元新規雇用者数が1人以上であること。

備考

- 1 「取得若しくは賃借をした用地等の面積」とは、取得若しくは賃借をした用地の面積又は賃借をした建物の延べ床面積をいう。
- 2 「投下固定資産額等」とは、事業場等の設置に要する経費のうち、投下固定資産(所得税法施行令(昭和40年政令第96号)第6条第1号から第3号まで、第6号及び第7号に掲げる資産をいう。)の取得、用地の造成、用排水施設の設置、高圧電力の引込み、道路の整備又は町長が必要と認める設備の整備若しくは調査に要する経費をいう。
- 3 「地元新規雇用者」とは、事業場等の操業の開始に伴い新たに雇用された従業員のうち、本町に住所を有する者であって、雇用保険法(昭和49年法律第116号)第9条第1項の規定により被保険者となったことの確認を受け、かつ、1年を超えて引き続き雇用されるものをいう。
- 4 本町と他の市町にまたがって設置する事業場等に係るこの表の規定の適用については、当該事業場等全体として要件に該当すること。
- 4 次の各号のいずれにも該当すること。
 - (1) 指定を申請しようとする日までに事業場等の用地等の取得若しくは賃借をしていること又は取得若しくは賃借をすることが確実であること。
 - (2) 指定を受けた日の属する年度から4年度以内に事業場等の操業を開始すること。

標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和3年3月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 145

担当部署: 産業環境課

処分の概要	地位の承継の承認		
例 規 名 根 拠 条 項	井手町企業立地促進条例 第4条第2項		
例 規 番 号	平成25年条例第13号		
【基準】 第4条第2項の規定による。 (地位の承継) 第4条 指定企業でない企業は、合併、営業譲渡、相続その他の事由により指定企業からその指定に係る事業場等を承継したときは、当該指定企業の地位を承継することができる。 2 指定企業の地位を承継しようとする企業は、町長の承認を受けなければならない。 3 町長は、前項に規定する承継の承認をしようとするときは、あらかじめ審査会の意見を聴かなければならない。			
標準処理期間	15日		
備考			
設 定 年 月 日	令和3年3月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 147

担当部署: 産業環境課

処分の概要	交付申請の変更承認		
例 規 名 根 拠 条 項	井手町企業立地促進条例施行規則 第11条第1項		
例 規 番 号	平成25年規則第19号		
【基準】 第11条第1項の規定による。 (交付申請の変更承認) 第11条 助成金の交付決定を受けた指定企業は、第9条に規定する交付申請書の内容に変更が生じたときは、井手町指定企業助成金交付申請変更承認申請書(様式第9号)を町長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、軽微な変更については、この限りでない。 2 町長は、前項に規定する承認をしようとするときは、あらかじめ審査会の意見を聴くことができる。			
標準処理期間	15日		
備考			
設 定 年 月 日	令和3年3月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 149

担当部署: 産業環境課

処分の概要	指定申請の変更承認					
例 規 名 根 拠 条 項	井手町企業立地促進条例施行規則 第5条第1項					
例 規 番 号	平成25年規則第19号					
【基準】						
<p>第5条第1項の規定による。</p> <p>(指定申請の変更承認)</p> <p>第5条 前条の指定書の交付を受けた者(以下「指定企業」という。)は、第3条の規定により提出した指定申請書又は計画書の内容に変更が生じたときは、速やかに井手町指定企業指定申請変更承認申請書(様式第4号)又は井手町地域貢献策計画変更承認申請書(様式第5号)を町長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、軽微な変更については、この限りでない。</p> <p>2 町長は、前項に規定する承認をしようとするときは、あらかじめ井手町企業立地促進審査会(以下「審査会」という。)の意見を聞くことができる。</p>						
標準処理期間	15日					
備考						
設 定 年 月 日	令和3年3月31日	最終変更年月日	年 月 日			

ID: 150

担当部署: 企画財政課

処分の概要	利用の許可
例 規 名 根 拠 条 項	井手町まちづくりセンター設置及び管理に関する条例施行規則 第4条
例 規 番 号	平成15年規則第6号
【基準】	
<p>第4条、井手町まちづくりセンター設置及び管理に関する条例第7条及び井手町暴力団排除条例第9条の規定による。</p> <p>(利用許可)</p> <p>第4条 条例第6条の規定によりまちづくりセンターの利用許可を受けようとするものは、利用しようとする日の3ヵ月前から7日前までの間に井手町まちづくりセンター椿坂利用許可申請書(第1号様式)を指定管理者に提出しなければならない。</p> <p>2 指定管理者は、前項の申請書を受理したときは、速やかにその内容を審査のうえ、利用許可の可否を決定し、井手町まちづくりセンター椿坂利用許可決定書(第2号様式)を申請者に交付するものとする。</p> <p>(利用の制限)</p> <p>第7条 次の各号のいずれかに該当する場合は、利用することができない。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 公の秩序又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。 (2) まちづくりセンター又はその附属設備を汚損し、損傷し、又は滅失するおそれがあると認められるとき。 (3) まちづくりセンターの管理運営上支障があると認められるとき。 (4) 前各号に掲げるもののほか、公益上支障があると認められるとき。 <p>(町が設置した公の施設の使用の不承認等)</p> <p>第9条 町長若しくは教育委員会又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により指定された法人その他の団体は、町が設置した公の施設が暴力団の活動に利用されると認めるときは、当該公の施設の使用の承認について定める他の条例の規定にかかわらず、当該条例の規定に基づく使用の承認をせず、又は当該使用の承認を取り消すことができる。</p> <p><その他の運用基準></p> <p>井手町の公の施設におけるヘイトスピーチ防止のための使用手続きに関するガイドライン(平成30年9月1日付30井同第102号、いづみ人権交流センター所長通知)による。</p> <p>(井手町の公の施設におけるヘイトスピーチ防止のための使用手続きに関するガイドライン)</p> <p>次のいずれかに該当する場合は不承認又は不許可とし、若しくは承認又は許可を取り消しすることができるものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1)当該申請に係る行為が、公の秩序又は善良の風俗に反するおそれがあるとき。 (2)当該申請に係る行為が、施設の管理・運営上支障があると認められるとき。 	
標準処理期間	15日

井手町 条例適用申請に対する処分個票

備考			
設 定 年 月 日	令和3年3月31日	最終変更年月日	令和6年4月1日

ID: 151

担当部署: 建設課

処分の概要	占用料の還付承認		
例 規 名 根 拠 条 項	井手町道路占用料徴収条例 第4条ただし書		
例 規 番 号	昭和53年条例第7号		
【基準】 第4条の規定による。 (還付) 第4条 既納の占用料は、還付しない。ただし、町長が特に必要があると認めるときは、その全部又は一部を還付することが出来る。			
標準処理期間	15日		
備考			
設 定 年 月 日	令和3年3月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 152

担当部署: 建設課

処分の概要	占用料の減免		
例 規 名 根 拠 条 項	井手町道路占用料徴収条例 第5条		
例 規 番 号	昭和53年条例第7号		
【基準】 第5条の規定による。 (減免) 第5条 町長は、公益上その他特に必要があると認めるときは、占用料の全部又は一部を免除することが出来る。			
標準処理期間	15日		
備考			
設 定 年 月 日	令和3年3月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 156

担当部署: 建設課

処分の概要	占用料の減免
例 規 名 根 拠 条 項	井手町法定外公共物管理条例 第19条
例 規 番 号	平成16年条例第15号

【基準】

第19条及び井手町法定外公共物管理条例施行規則第13条の規定による。

(占用料の減免)

第19条 町長は、占用等の許可において、次の各号のいずれかに該当する場合は、占用料を一部又は全部を免除することができる。

- (1) 当該占用等が日常生活を営む上で必要不可欠な場合
- (2) 公益上その他規則で定める理由により当該占用料を免除する必要があると町長が認めるとき。

(占用料の減免)

第13条 条例第19条に規定する占用料の減免を受けようとする者は、法定外公共物占用料减免申請書(別記様式第6号)を町長に提出しなければならない。

2 条例第19条第1項第1号の規定による占用料の減免は、次の各号の一に該当する場合は占用料を減額若しくは免除することができる。

- (1) 住宅等敷地の一体利用のため条例第4条第1項第1号の行為。
- (2) 住宅等敷地内へ進入するための通路橋で4m以内のもの。
- (3) 住宅等敷地内の排水設備の設置。
- (4) かんがい用水を保全、利用するための敷地及び工作物の設置。

3 条例第19条第1項第2号の規定による占用料の減免は、次の各号の一に該当する場合は占用料を減額若しくは免除することができる。

- (1) 占用等が、国又は地方公共団体及び土地改良区が行う事業である場合。
- (2) 占用等が、公共の福祉を目的とする事業又は特に公益性が認められる場合。

標準処理期間	15日		
備考			
設 定 年 月 日	令和3年3月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 157

担当部署: 建設課

処分の概要	占用料の還付承認					
例 規 名 根 拠 条 項	井手町法定外公共物管理条例 第20条ただし書					
例 規 番 号	平成16年条例第15号					
【基準】						
<p>第20条の規定による。</p> <p>(占用料の還付)</p> <p>第20条 既納の占用料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、占用料の全部又は一部を還付することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 天災その他不可抗力による災害によって占用等の許可を受けた目的を達成することができなくなったとき。 (2) 第13条第2項の規定により占用等の許可が取り消され、又はその効力が停止されたとき。 						
標準処理期間	15日					
備考						
設 定 年 月 日	令和3年3月31日	最終変更年月日	年 月 日			

ID: 158

担当部署: 建設課

処分の概要	用途廃止の承認					
例 規 名 根 拠 条 項	井手町法定外公共物管理条例 第21条					
例 規 番 号	平成16年条例第15号					
【基準】						
<p>第21条の規定による。</p> <p>(用途廃止)</p> <p>第21条 町長は、次の各号のいずれかに該当する法定外公共物についてその用途を廃止することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) その機能を喪失し、かつ、将来においてもその機能を回復させる必要がないと認められるもの (2) 代替の機能を有する施設(当該施設を公共物として町が新たに取得することが確実と認められるもの)が設置されているもの (3) 前2号に定めるもののほか、存置させることが不適當又は不必要と認められるもの 						
標準処理期間	15日					
備考						
設 定 年 月 日	令和3年3月31日	最終変更年月日	年 月 日			

ID: 160

担当部署: 建設課

処分の概要	占用等の許可及び変更許可
例 規 名 根 拠 条 項	井手町法定外公共物管理条例 第4条
例 規 番 号	平成16年条例第15号

【基準】

第4条、第6条及び井手町法定外公共物管理条例施行規則第6条の規定による。

(占用等の許可)

第4条 次に掲げる行為(以下これらを「占用等」という。)をしようとする者は、町長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも同様とする。ただし、法定外公共物の機能を維持するための軽易な行為については、この限りでない。

- (1) 法定外公共物の敷地又は水面を占用すること。
- (2) 法定外公共物の敷地内において工作物を新築し、改築し、又は除去すること。
- (3) 法定外公共物の敷地内において掘削、盛土、その他土地の形状の変更をすること。
- (4) 法定外公共物の敷地内において土石、竹木、芝草その他の産出物を採取すること。
- (5) 流水を占用すること。ただし、かんがい用水その他公共の用に供する場合を除く。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、法定外公共物に関し工事を行い、又は法定外公共物の目的以外に使用すること。

(許可の基準)

第6条 町長は、法定外公共物の占用等がやむを得ないものであり、当該法定外公共物の管理又は利用に支障を及ぼさないと認める場合に限り、前2条の許可(以下「占用等の許可」という。)をするものとする。

(許可基準)

第6条 条例第6条の規定による許可基準は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 占用等に係る工作物又は物件の構造及び設置位置については、法定外公共物の機能が維持される範囲内であること。
- (2) 流水の占用においては、河川及び水路の最低維持水量又は既存の水利に影響を及ぼさない量の範囲内であること。
- (3) 産出物の採取及び敷地の形状変更においては、景観及び環境の悪化又は土砂の流出その他の災害の発生が予測されない範囲であること。
- (4) 河川及び水路に係る占用等の工事の期間は、水害等の災害が発生する可能性が予測される時期が除かれていること。ただし、水害等の災害の発生に対する十分な予防措置がなされていると判断される場合は、この限りでない。
- (5) 占用等の工事における復旧方法が、当該工事の影響範囲を含めて原形に復旧されるものであること。
- (6) 河川及び水路に工作物又は物件の設置を行う場合は、必要最小限とし水流の変化等による災害が発生しないように、その周囲が補強されていること。
- (7) その他占用等に係る許可基準は、道路法(昭和27年法律第180号)及び河川法(昭和39年法律第167号)又はその他法令に定められた基準を準用するものとする。

井手町 条例適用申請に対する処分個票

標準処理期間	15日		
備考			
設定年月日	令和3年3月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 161

担当部署: 建設課

処分の概要	期間更新の許可
例 規 名 根 拠 条 項	井手町法定外公共物管理条例 第5条第2項
例 規 番 号	平成16年条例第15号

【基準】

第5条、第6条及び井手町法定外公共物管理条例施行規則第6条の規定による。

(許可の期間及び更新)

第5条 前条の許可の期間は前条第1号及び第2号で公共の用に供する場合にあっては10年以内とし、その他の行為は5年以内とする。

2 前条の許可を受けた者(以下「占用者等」という。)は、その許可の期間満了後も引き続き許可を受けようとする場合には、当該占用等の許可の期間満了の日前30日までに、町長の許可を受けなければならない。

(許可の基準)

第6条 町長は、法定外公共物の占用等がやむを得ないものであり、当該法定外公共物の管理又は利用に支障を及ぼさないと認める場合に限り、前2条の許可(以下「占用等の許可」という。)をするものとする。

(許可基準)

第6条 条例第6条の規定による許可基準は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 占用等に係る工作物又は物件の構造及び設置位置については、法定外公共物の機能が維持される範囲内であること。
- (2) 流水の占用においては、河川及び水路の最低維持水量又は既存の水利に影響を及ぼさない量の範囲内であること。
- (3) 産出物の採取及び敷地の形状変更においては、景観及び環境の悪化又は土砂の流出その他の災害の発生が予測されない範囲であること。
- (4) 河川及び水路に係る占用等の工事の期間は、水害等の災害が発生する可能性が予測される時期が除かれていること。ただし、水害等の災害の発生に対する十分な予防措置がなされていると判断される場合は、この限りでない。
- (5) 占用等の工事における復旧方法が、当該工事の影響範囲を含めて原形に復旧されるものであること。
- (6) 河川及び水路に工作物又は物件の設置を行う場合は、必要最小限とし水流の変化等による災害が発生しないように、その周囲が補強されていること。
- (7) その他占用等に係る許可基準は、道路法(昭和27年法律第180号)及び河川法(昭和39年法律第167号)又はその他法令に定められた基準を準用するものとする。

標準処理期間	15日
備考	

井手町 条例適用申請に対する処分個票

設 定 年 月 日	令和3年3月31日	最終変更年月日	年 月 日
-----------	-----------	---------	-------

ID: 169

担当部署: 建設課

処分の概要	事業の許可					
例 規 名	井手町土砂等による土地の埋立て、盛土及びたい積行為の規制に関する条例					
根 拠 条 項	第6条第1項					
例 規 番 号	平成4年条例第3号					
【基準】						
第6条及び第7条の規定による。						
(事業の許可等)						
第6条 事業主等は、事業開始前に規則で定めるところにより、当該事業に係る町長の許可を受けなければならない。						
2 町長は、前項の許可に際し、環境の保全及び災害の防止を図るため、必要な条件を付することができる。						
(許可の基準)						
第7条 町長は、前条第1項の規定による許可の申請があったときは、その申請に係る事業の計画及び施行方法等が、次の各号に掲げる基準に適合しないと認めるときは、許可をしてはならない。ただし、環境の保全及び災害の防止上支障がない場合は、この限りでない。						
(1) 事業区域及び周辺区域における道路、河川及び水路その他の公共施設が、当該事業の目的及び規模に照らして災害の防止及び通行の安全その他安全で良好な地域環境の確保に支障のないような構造、規模及び能力で適正に措置されていること。						
(2) いっ水防止、土砂等の流出防止その他安全確保について必要な措置がされていること。						
2 前項各号に規定する必要な措置に係る技術上の基準は、事業区域の規模に応じて規則で定める。						
標準処理期間	15日					
備考						
設 定 年 月 日	令和3年3月31日	最終変更年月日	年 月 日			

ID: 170

担当部署: 建設課

処分の概要	変更の許可
例 規 名 根 拠 条 項	井手町土砂等による土地の埋立て、盛土及びたい積行為の規制に関する条例 第8条第1項
例 規 番 号	平成4年条例第3号

【基準】

第7条及び第8条の規定による。

(許可の基準)

第7条 町長は、前条第1項の規定による許可の申請があったときは、その申請に係る事業の計画及び施行方法等が、次の各号に掲げる基準に適合しないと認めるときは、許可をしてはならない。ただし、環境の保全及び災害の防止上支障がない場合は、この限りでない。

(1) 事業区域及び周辺区域における道路、河川及び水路その他の公共施設が、当該事業の目的及び規模に照らして災害の防止及び通行の安全その他安全で良好な地域環境の確保に支障のないような構造、規模及び能力で適正に措置されていること。

(2) いっ水防止、土砂等の流出防止その他安全確保について必要な措置がされていること。

2 前項各号に規定する必要な措置に係る技術上の基準は、事業区域の規模に応じて規則で定める。

(変更の許可)

第8条 事業主等は、第6条第1項の規定による許可を受けた事項を変更しようとするときは、規則で定めるところにより、町長の許可を受けなければならない。

2 前項の許可については、第6条第2項及び第7条の規定を準用する。

標準処理期間	15日		
備考			
設 定 年 月 日	令和3年3月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 172

担当部署: 建設課

処分の概要	流水占用料等の免除		
例 規 名 根 拠 条 項	井手町準用河川の流水占用料等に関する条例 第3条		
例 規 番 号	平成12年条例第7号		
【基準】 第3条の規定による。 (流水占用料等の免除) 第3条 町長は、次の各号の一に該当する場合は、流水占用料等を免除することができる。 (1) 国又は地方公共団体その他の公共団体が、公用又は公共用のため流水若しくは土地を占用するとき。 (2) かんがいのため流水又は土地を占用するとき。 (3) 前各号に掲げる場合のほか、公益上その他特に必要があると町長が認めたとき。			
標準処理期間	15日		
備考			
設 定 年 月 日	令和3年3月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 176

担当部署: 建設課

処分の概要	使用料の減免(第16条において準用する場合を含む。)					
例 規 名 根 拠 条 項	井手町都市公園条例 第14条					
例 規 番 号	昭和52年条例第21号					
【基準】 第14条の規定による。 (使用料の減免) 第14条 町長は、法第5条第1項、法第6条第1項、同条第3項、第3条第1項若しくは同条第3項の許可を受けた者の責に帰することのできない理由によってそれらの許可に係る行為又はそれらの利用をすることができなくなった場合その他町長が必要と認める場合においては、使用料の全部又は一部を免除することができる。						
標準処理期間 15日						
備考						
設 定 年 月 日	令和3年3月31日	最終変更年月日	年 月 日			

ID: 178

担当部署: 建設課

処分の概要	行為の許可及び変更許可(第16条において準用する場合を含む。)					
例 規 名 根 拠 条 項	井手町都市公園条例 第3条第1項及び第3項					
例 規 番 号	昭和52年条例第21号					
【基準】						
<p>第3条の規定による。</p> <p>(行為の制限)</p> <p>第3条 公園において、次の各号に掲げる行為をしようとする者は、町長の許可を受けなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 行商、募金その他これらに類する行為をすること。 (2) 業として写真又は映画を撮影すること。 (3) 興行を行うこと。 (4) 競技会、展示会、その他これらに類する催しのために公園の全部又は一部を独占して利用すること。 <p>2 前項の許可を受けようとする者は、行為の目的、行為の期間、行為を行う場所又は公園施設、行為の内容その他町長の指示する事項を記載した申請書を町長に提出しなければならない。</p> <p>3 第1項の許可を受けた者は、許可を受けた事項を変更しようとするときは、当該事項を記載した申請書を町長に提出しその許可を受けなければならない。</p> <p>4 町長は、第1項各号に掲げる行為が公衆の公園の利用に支障を及ぼさないと認める場合に限り、第1項又は第3項の許可を与えることができる。</p> <p>5 町長は、第1項又は第3項の許可に公園の管理上必要な範囲内で条件を附することができる。</p>						
<その他の運用基準>						
<p>井手町の公の施設におけるヘイトスピーチ防止のための使用手続きに関するガイドライン(平成30年9月1日付30井同第102号、いづみ人権交流センター所長通知)による。</p> <p>(井手町の公の施設におけるヘイトスピーチ防止のための使用手続きに関するガイドライン)</p> <p>次のいずれかに該当する場合は不承認又は不許可とし、若しくは承認又は許可を取り消しすることができるものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1)当該申請に係る行為が、公の秩序又は善良の風俗に反するおそれがあるとき。 (2)当該申請に係る行為が、施設の管理・運営上支障があると認められるとき。 						
標準処理期間	15日					
備考						
設 定 年 月 日	令和3年3月31日	最 終 変 更 年 月 日	年 月 日			

ID: 179

担当部署: 上下水道課

処分の概要	除害施設の新設等の承認及び変更承認					
例 規 名 根 拠 条 項	井手町公共下水道条例 第11条第1項					
例 規 番 号	平成3年条例第4号					
【基準】						
<p>第11条第1項の規定による。</p> <p>(除害施設の設置等の届け出及び検査)</p> <p>第11条 前条第1項の規定により除害施設の新設等を行おうとする者は、あらかじめ、その旨を町長に届け出て承認を受けなければならない。その届け出た事項を変更しようとするときも同様とする。</p> <p>2 前項の規定に係る除害施設を設けた者は、工事完了後5日以内に到達するようにその旨を町長に届け出て検査を受けなければならない。</p> <p>3 公共下水道の処理区域内において、既に除害施設を設置していた者は、あらかじめ、公共下水道の使用前に町長に届け出て、前項の検査を受けなければならない。</p> <p>4 除害施設の使用を廃止したときは、速やかに町長に届け出なければならない。</p>						
標準処理期間	30日					
備考						
設 定 年 月 日	令和3年3月31日	最終変更年月日	年 月 日			

ID: 182

担当部署: 上下水道課

処分の概要	占用の許可及び変更許可					
例 規 名 根 拠 条 項	井手町公共下水道条例 第18条第1項					
例 規 番 号	平成3年条例第4号					
【基準】						
<p>第18条第1項の規定による。</p> <p>(占用の許可)</p> <p>第18条 公共下水道の敷地又は施設に物件(以下「占用物件」という。)を設け継続して公共下水道の敷地又は施設を占用しようとする者は、申請書に必要な書類を添付して町長に提出して許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更する場合も同様とする。ただし、占用物件の設置について法第24条第1項の許可を受けたときは、その許可をもって占用の許可とみなす。</p> <p>2 占用物件の占用許可の期間は、5年以内とする。占用許可の期間が満了した場合において、これを更新する場合の期間についても同様とする。</p>						
標準処理期間	30日					
備考						
設 定 年 月 日	令和3年3月31日	最終変更年月日	年 月 日			

ID: 189

担当部署: 上下水道課

処分の概要	排水設備の計画の確認及び変更確認					
例 規 名 根 拠 条 項	井手町公共下水道条例 第6条					
例 規 番 号	平成3年条例第4号					
【基準】						
<p>第6条の規定による。</p> <p>(排水設備の計画の確認)</p> <p>第6条 排水設備の新設等(規則に定める軽易な修繕工事を除く。以下次条及び第8条において同じ。)を行なおうとする者は、あらかじめ、申請書に必要な書類を添付して町長に提出し、その計画が前条の規定に適合しているか町長の確認を受けなければならない。</p> <p>2 前項の申請者は、同項の申請書及びこれに添付した書類に記載した事項を変更しようとするときは、あらかじめ、その変更について書面により届け出て、同項の規定による町長の確認を受けなければならない。ただし、排水設備の構造に影響を及ぼすおそれのない変更にあっては、事前にその旨を町長に届け出ることをもってたりる。</p>						
標準処理期間	30日					
備考						
設 定 年 月 日	令和3年3月31日	最終変更年月日	年 月 日			

ID: 190

担当部署: 上下水道課

処分の概要	排水設備の工事の検査及び検査済証の交付					
例 規 名 根 拠 条 項	井手町公共下水道条例 第8条					
例 規 番 号	平成3年条例第4号					
【基準】						
第8条の規定による。 (排水設備の工事の検査) 第8条 排水設備の新設等を行った者は、その工事が完了した日から5日以内に到達するよう にその旨を町長に届け出て、その工事が第5条の規定に適合しているか町長の検査を受けな ければならない。 2 既設の排水設備等を使用して公共下水道に汚水を排除しようとする者は、あらかじめ町長 に届け出て、前項の検査を受けなければならない。 3 町長は、前2項の検査をした場合において、その排水設備が第5条の規定に適合していると 認めたときは、当該排水設備の新設等を行った者に対し、検査済証を交付するものとする。						
標準処理期間	30日					
備考						
設 定 年 月 日	令和3年3月31日	最終変更年月日	年 月 日			

ID: 192

担当部署: 上下水道課

処分の概要	責任技術者の登録					
例 規 名 根 拠 条 項	井手町下水道排水設備指定工事業者規則 第11条第1項					
例 規 番 号	平成11年規則第10号					
【基準】						
<p>第11条の規定による。</p> <p>(責任技術者の登録)</p> <p>第11条 第3条第1項第1号において定める責任技術者についての登録は、協会において行うものとする。</p> <p>2 責任技術者としての登録を受けようとする者は、その者を選任する、又は選任しようとする工事業者の営業所(個人経営の場合はその者の住所又は営業の範囲)が本町にあるとき、協会が指定する期日までに、協会要綱別記様式による申請書を、町長を経由して協会に提出しなければならない。</p> <p>3 町長は、登録資格を有する者から前項の申請があったときは、提出された申請書を取りまとめ、遅滞なく協会に送達するものとする。</p>						
標準処理期間	30日					
備考						
設 定 年 月 日	令和3年3月31日	最終変更年月日	令和7年4月1日			

ID: 193

担当部署: 上下水道課

処分の概要	登録の更新		
例 規 名 根 拠 条 項	井手町下水道排水設備指定工事業者規則 第13条第1項		
例 規 番 号	平成11年規則第10号		
【基準】 第13条第1項の規定による。 (登録の更新及び更新講習) 第13条 責任技術者登録の更新及び更新講習は協会において行うものとし、登録の更新を受けようとする責任技術者は、協会が指定する期日までに協会要綱別記様式による申請書を、町長を経由して協会に提出しなければならない。 2 町長は、更新資格を有する者から前項の申請があったときは、提出された申請書を取りまとめ、遅滞なく協会に送達するものとする。			
標準処理期間	15日		
備考			
設 定 年 月 日	令和3年3月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 196

担当部署: 上下水道課

処分の概要	指定工事業者証の交付及び再交付
例 規 名 根 拠 条 項	井手町下水道排水設備指定工事業者規則 第5条第1項及び第3項
例 規 番 号	平成11年規則第10号

【基準】

第3条並びに第5条第1項及び第3項の規定による。

(指定工事業者の指定)

第3条 条例第7条で規定する排水設備工事を施工することができる者は、次の各号に掲げる要件に適合している工事業者とし、町長はこれを指定工事業者として指定するものとする。

- (1) 責任技術者を1名以上選任していること。
- (2) 工事の施工に必要な設備及び器材を有していること。
- (3) 京都府内に営業所があること。
- (4) 次の各号のいずれにも該当しないこと。

イ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない場合

ロ 精神の機能の障害により排水設備等の新設等の工事の事業を適正に営むに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない場合

ハ 第14条の規定により責任技術者としての登録の取消しを決定され協会の登録を取り消されてから2年を経過していない場合

ニ 指定工事業者が、第10条第2項の規定により指定を取り消されてから2年を経過していない場合

ホ 工事業者がその業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある場合

ヘ 法人であって、その役員のうちにイからホまでのいずれかに該当する者がいる場合

- 2 前項第4号ニの規定に該当する場合で、当該指定工事業者が法人であるときは、その代表者は、同号ニに掲げる期間内において、個人又は法人の代表者として指定工事業者の指定を受けることはできない。

(指定工事業者証)

第5条 町長は、指定工事業者としての指定を行った工事業者に対し、下水道排水設備指定工事業者証(別記様式第3号、以下「指定工事業者証」という。)を交付する。

- 2 指定工事業者は、指定工事業者証を営業所内の見やすい場所に掲げなければならない。
- 3 指定工事業者は、指定工事業者証をき損又は紛失したときは、直ちに別記様式第4号による申請書を町長に提出して再交付を受けなければならない。
- 4 指定工事業者は、第10条の規定により指定を取り消されたときは、遅滞なく町長に指定工事業者証を返納しなければならない。また、第10条第2項により指定の効力を一時停止されたときは、その期間一時指定工事業者証を返納しなければならない。

標準処理期間	30日
備考	

井手町 条例適用申請に対する処分個票

設 定 年 月 日	令和3年3月31日	最終変更年月日	令和7年4月1日
-----------	-----------	---------	----------

ID: 197

担当部署: 上下水道課

処分の概要	指定の更新					
例 規 名 根 拠 条 項	井手町下水道排水設備指定工事業者規則 第8条第1項					
例 規 番 号	平成11年規則第10号					
【基準】 第8条第1項の規定による。 (指定の更新) 第8条 指定工事業者が、指定の有効期間満了に際し、引き続き指定工事業者としての指定を受けようとするときは、町長の指定する日までに別記様式第1号による申請書を町長に提出しなければならない。 2 前項の申請書に添付又は提出する書類等については、第4条第2項の規定を準用する。						
標準処理期間 30日						
備考						
設 定 年 月 日	令和3年3月31日	最終変更年月日	年 月 日			

ID: 199

担当部署: 上下水道課

処分の概要	使用料の減免					
例 規 名 根 拠 条 項	井手町公共下水道使用料条例 第9条					
例 規 番 号	平成3年条例第13号					
【基準】						
<p>第9条及び井手町公共下水道使用料条例施行規則第7条の規定による。</p> <p>(使用料の軽減又は免除)</p> <p>第9条 町長は、公益上その他特別の理由があると認めるときは、使用料を軽減又は免除することができる。</p> <p>(使用料の軽減又は免除)</p> <p>第7条 条例第9条の規定による軽減又は免除を受けようとする者は、公共下水道使用料軽減等申請書(様式第5号)に必要な書類を添えて町長に届け出なければならない。ただし、町長がその必要がないと認めたときは、この限りでない。</p> <p>2 前項の規定により軽減等申請があったときは、町長は軽減等の適否を決定し、公共下水道使用料軽減等適否決定通知書(様式第6号)により申請者に通知するものとする。</p> <p>3 使用料を軽減又は免除する場合は、次の各号に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 水道水が漏水した場合</p> <p>(2) その他町長が特別の理由があると認めた場合</p>						
標準処理期間	15日					
備考						
設 定 年 月 日	令和3年3月31日	最終変更年月日	令和6年4月1日			

ID: 200

担当部署: 建設課

処分の概要	占用の許可及び変更許可		
例 規 名 根 拠 条 項	井手町都市下水路条例 第5条第1項		
例 規 番 号	平成元年条例第10号		
【基準】 第5条第1項の規定による。 (占用の許可等) 第5条 都市下水路の敷地を継続して占用しようとする者は、町長の許可を受けなければなら ない。許可を受けた事項の変更をしようとするときも同様とする。 2 前項の規定にかかわらず、前条第1項に規定する許可を受けたときは、その許可をもって占 用の許可とみなす。			
標準処理期間	15日		
備考			
設 定 年 月 日	令和3年3月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 202

担当部署: 建設課

処分の概要	占用料の免除					
例 規 名 根 拠 条 項	井手町都市下水路条例 第6条第1項ただし書					
例 規 番 号	平成元年条例第10号					
【基準】						
<p>第6条第1項ただし書の規定による。</p> <p>(占用料)</p> <p>第6条 町長は、前条に規定する占用の許可を受けた者から、別表に掲げる占用料を徴収する。</p> <p>ただし、次の各号に掲げる占用物件については、免除する。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 都市下水路に下水を排除することを目的とする占用物件 (2) 国又は地方公共団体その他公共団体が、公用又は公共用の目的で行う事業にかかる占用物件 (3) 前各号に掲げる場合のほか、町長が公益上その他特に必要があると認めた占用物件 <p>2 前項の規定に基づき徴収した占用料は還付しない。ただし、町長が第8条第2項に規定する占用の許可を取消し、若しくはその条件を変更したとき又は天災その他特別の事情により占用することができなくなったと認めたときはこの限りでない。</p>						
標準処理期間	15日					
備考						
設 定 年 月 日	令和3年3月31日	最終変更年月日	年 月 日			

ID: 203

担当部署: 建設課

処分の概要	占用料の還付承認					
例 規 名 根 拠 条 項	井手町都市下水路条例 第6条第2項ただし書					
例 規 番 号	平成元年条例第10号					
【基準】						
<p>第6条第2項ただし書の規定による。</p> <p>(占用料)</p> <p>第6条 町長は、前条に規定する占用の許可を受けた者から、別表に掲げる占用料を徴収する。</p> <p>ただし、次の各号に掲げる占用物件については、免除する。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 都市下水路に下水を排除することを目的とする占用物件 (2) 国又は地方公共団体その他公共団体が、公用又は公共用の目的で行う事業にかかる占用物件 (3) 前各号に掲げる場合のほか、町長が公益上その他特に必要があると認めた占用物件 <p>2 前項の規定に基づき徴収した占用料は還付しない。ただし、町長が第8条第2項に規定する占用の許可を取消し、若しくはその条件を変更したとき又は天災その他特別の事情により占用することができなくなったと認めたときはこの限りでない。</p>						
標準処理期間	15日					
備考						
設 定 年 月 日	令和3年3月31日	最終変更年月日	年 月 日			

ID: 207

担当部署: 同和・人権政策課

処分の概要	家賃の減免又は徴収猶予
例 規 名	井手町営住宅等設置及び管理条例 第17条(第27条第3項、第29条第3項及び第42条第2項において準用する場合を含む。)
例 規 番 号	平成9年条例第15号

【基準】

第17条及び井手町営住宅等設置及び管理条例施行規則第14条の規定による。

(家賃の減免又は徴収猶予)

第17条 町長は、入居者等が次の各号のいずれかに該当する場合において、必要があると認めることは、家賃の減免又は徴収の猶予をすることができる。

- (1) 収入が著しく減ったとき。
- (2) 病気等により収入に比して著しい支出があったとき。
- (3) 災害により著しい損害を受けたとき。
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、家賃の減免又は徴収の猶予を必要とする特別の事情があるとき。

(家賃の減免又は徴収猶予)

第14条 条例第17条各号に規定する家賃の減免又は徴収猶予の基準における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 「収入が著しく減ったときは」とは、入居者の収入が89,200円以下になった場合をいう。
 - (2) 「収入に比して著しい支出があったとき」とは、町長が認定した支出額を入居者の収入から控除した後の額が前号に定める額以下になった場合をいう。
 - (3) 「著しい損害を受けたとき」とは、町長が認定した損害額を入居者の収入から控除した後の額が前号に定める額以下になった場合をいう。
 - (4) 「特別の事情」とは、生活保護法(昭和25年法律第144号)により保護を受けている場合その他町長が家賃の減免又は徴収の猶予を適当と認めた場合等事情のある場合をいう。
- 2 入居者は、条例第17条の家賃の減免を受けようとするときは家賃減免承認申請書(様式第16号)を、家賃の徴収猶予を受けようとするときは家賃徴収猶予承認申請書(様式第17号)を、それぞれ町長に提出しなければならない。
 - 3 町長は、家賃減免承認申請書を受理した場合は、その適否を審査し、家賃減免を、承認するときは家賃減免承認通知書により、承認しないときは、家賃減免審査通知書により、それぞれ当該申請者に通知するものとする。
 - 4 町長は、家賃徴収猶予承認申請書を受理した場合は、その適否を審査し、家賃の徴収猶予を、承認するときは家賃徴収猶予承認通知書により、承認しないときは、家賃徴収猶予審査通知書により、それぞれ当該申請者に通知するものとする。

標準処理期間	15日
備考	

井手町 条例適用申請に対する処分個票

設 定 年 月 日	令和3年3月31日	最終変更年月日	年 月 日
-----------	-----------	---------	-------

ID: 213

担当部署: 同和・人権政策課

処分の概要	町営改良住宅への入居の決定
例 規 名 根 拠 条 項	井手町営住宅等設置及び管理条例 第45条において準用する第8条第2項
例 規 番 号	平成9年条例第15号

【基準】

第8条、第9条及び第39条の規定による。

(入居の申込み及び決定)

第8条 前2条に規定する入居者資格のある者で町営住宅に入居しようとする者は、町長の定めるところにより入居の申込みをしなければならない。

2 町長は、前項の規定により入居の申込みをした者を町営住宅の入居者として決定し、その旨を当該入居者として決定した者(以下「入居決定者」という。)に対し通知するものとする。
(入居者の選考)

第9条 入居の申込みをした者の数が入居させるべき町営住宅の戸数を超える場合の入居者の選考は、次の各号のいずれかに該当する者のうちから行う。

- (1) 住宅以外の建物若しくは場所に居住し、又は保安上危険若しくは衛生上有害な状態にある住宅に居住している者
- (2) 他の世帯と同居して著しく生活上の不便を受けている者又は住宅がないため親族と同居することができない者
- (3) 住宅の規模、設備又は間取りと世帯構成との関係から衛生上又は風教上不適当な居住状態にある者
- (4) 正当な事由による立退の要求を受け、適当な立退先がないため困窮している者(自己の責に帰すべき事由に基づく場合を除く。)
- (5) 住宅がないため勤務場所から著しく遠隔の地に居住を余儀なくされている者又は収入に比して著しく過大な家賃の支払いを余儀なくされている者
- (6) 前各号に該当する者のほか現に住宅に困窮していることが明らかな者

2 町長は、前項各号に規定する者について住宅に困窮する実情を調査し、別に定める入居者選考委員会の意見を聴いて入居者を決定する。

(入居者の資格)

第39条 町営改良住宅に入居することができる者は、要綱第13条第1項各号に掲げる者で、町営改良住宅への入居を希望し、かつ、町長が住宅に困窮すると認める者とする。

2 町長は、前項の規定により入居しようとする者が暴力団員である場合は入居を認めないとする。

標準処理期間	30日
備考	

設 定 年 月 日	令和3年3月31日	最 終 変 更 年 月 日	年 月 日
------------------	-----------	----------------------	-------

ID: 214

担当部署: 同和・人権政策課

処分の概要	駐車場の使用の許可					
例 規 名 根 拠 条 項	井手町営住宅等設置及び管理条例 第48条					
例 規 番 号	平成9年条例第15号					
【基準】						
第48条、第49条及び第51条の規定による。 (使用許可) 第48条 駐車場を使用しようとする者は町長の許可を得なければならない。 (使用者の資格) 第49条 駐車場を使用する者は、次の各号に掲げる条件を具備する者でなければならない。 (1) 町営住宅等の入居者又は、同居者であること。 (2) 入居者又は同居者が自ら使用するため駐車場を必要としていること。 (3) 駐車場の使用料を支払うことができること。 (4) 第38条第1項第1号から第5号までのいずれの場合にも該当しないこと。 (使用者の決定) 第51条 町長は、前条第1項の規定による申込みをした者の数が、使用させるべき駐車場の設置台数を超える場合においては、町長の定めるところにより選考して、当該駐車場の使用者を決定しなければならない。ただし、入居者又は同居者が身体障害者である場合その他特別な事由がある場合で、町長が駐車場の使用が必要であると認めるときは、町長は特定の者に当該駐車場を使用させることができる。						
標準処理期間	15日					
備考						
設 定 年 月 日	令和3年3月31日	最終変更年月日	年 月 日			

ID: 216

担当部署: 同和・人権政策課

処分の概要	駐車場の使用料の減免又は徴収猶予		
例 規 名 根 拠 条 項	井手町営住宅等設置及び管理条例 第53条第2項		
例 規 番 号	平成9年条例第15号		
【基準】 第53条第2項の規定による。 (使用料) 第53条 駐車場の使用料は、1区画につき月額1,000円とする。 2 町長は、前項の規定にかかわらず特別の事情がある場合において必要があると認めるときは、使用料の減免又は徴収の猶予をすることができる。			
標準処理期間	15日		
備考			
設 定 年 月 日	令和3年3月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 218

担当部署: 同和・人権政策課

処分の概要	駐車場の使用許可証明書の交付		
例 規 名 根 拠 条 項	井手町営住宅等設置及び管理条例 第57条		
例 規 番 号	平成9年条例第15号		
【基準】 第57条の規定による。 (使用許可証明書) 第57条 使用者は、使用許可証明書の交付を受けようとするときは、町長に申請しなければならない。			
標準処理期間	5日		
備考			
設 定 年 月 日	令和3年3月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 220

担当部署: 同和・人権政策課

処分の概要	入居の決定
例 規 名 根 拠 条 項	井手町営住宅等設置及び管理条例 第8条第2項
例 規 番 号	平成9年条例第15号

【基準】

第6条から第9条までの規定による。

(入居者の資格)

第6条 町営住宅に入居することができる者は、次の各号(老人、身体障害者その他の特に居住の安定を図る必要がある者として規則で定める者(次条第2項において「老人等」という。)にあっては第2号から第4号まで、被災市街地復興特別措置法(平成7年法律第14号)第21条に規定する被災者等又は福島復興再生特別措置法(平成24年法律第25号)第29条第1項に規定する居住制限者にあっては第3号及び第4号)に掲げる条件を具備する者でなければならない。

(1) 現に同居し、又は同居しようとする親族(婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。以下同じ。)があること。

(2) その者の収入がアからウまでに掲げる場合の区分に応じ、それぞれアからウまでに定める金額を超えないこと。

ア 入居者が身体障害者である場合その他の規則で定める場合 214,000円

イ 町営住宅が、法第8条第1項若しくは第3項若しくは激甚災害に対処するため特別の財政援助等に関する法律(昭和37年法律第150号)第22条第1項の規定による国の補助に係るもの又は法第8条第1項各号のいずれかに該当する場合において、町長が災害により滅失した住宅に居住していた低額所得者に転貸するため借り上げるものである場合 214,000円(当該災害発生の日から3年を経過した後は、158,000円)

ウ ア及びイに掲げる場合以外の場合 158,000円

(3) 現に住宅に困窮していることが明らかであること。

(4) その者又は現に同居し、若しくは同居しようとする親族が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)でないこと。

2 町長は、前項の規定にかかわらず、特定の住宅について、入居者の資格として、年齢、世帯の構成、障害の有無その他の要件を付加することができる。

(入居者資格の特例)

第7条 町営住宅の用途の廃止により当該町営住宅の明渡しをしようとする入居者が、当該明渡しに伴い他の町営住宅に入居の申込みをした場合においては、その者は、前条第1項第1号から第3号までに掲げる条件を具備する者とみなす。

2 前条第1項第2号イに掲げる町営住宅の入居者は、同項各号(老人等にあっては、同項第2号から第4号)に掲げる条件を具備するほか、当該災害発生の日から3年間は、なお、当該災害により住宅を失った者でなければならない。

(入居の申込み及び決定)

第8条 前2条に規定する入居者資格のある者で町営住宅に入居しようとする者は、町長の定めるところにより入居の申込みをしなければならない。

2 町長は、前項の規定により入居の申込みをした者を町営住宅の入居者として決定し、その

旨を当該入居者として決定した者(以下「入居決定者」という。)に対し通知するものとする。
(入居者の選考)

第9条 入居の申込みをした者の数が入居させるべき町営住宅の戸数を超える場合の入居者の選考は、次の各号のいずれかに該当する者のうちから行う。

- (1) 住宅以外の建物若しくは場所に居住し、又は保安上危険若しくは衛生上有害な状態にある住宅に居住している者
 - (2) 他の世帯と同居して著しく生活上の不便を受けている者又は住宅がないため親族と同居することができない者
 - (3) 住宅の規模、設備又は間取りと世帯構成との関係から衛生上又は風教上不適当な居住状態にある者
 - (4) 正当な事由による立退の要求を受け、適当な立退先がないため困窮している者(自己の責に帰すべき事由に基づく場合を除く。)
 - (5) 住宅がないため勤務場所から著しく遠隔の地に居住を余儀なくされている者又は収入に比して著しく過大な家賃の支払いを余儀なくされている者
 - (6) 前各号に該当する者のほか現に住宅に困窮していることが明らかな者
- 2 町長は、前項各号に規定する者について住宅に困窮する実情を調査し、別に定める入居者選考委員会の意見を聴いて入居者を決定する。

標準処理期間	30日		
備考			
設 定 年 月 日	令和3年3月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 221

担当部署: 同和・人権政策課

処分の概要	使用区画変更の承認		
例 規 名 根 拠 条 項	井手町駐車場管理施行規則 第14条		
例 規 番 号	平成10年規則第5号		
【基準】 第14条の規定による。 (使用区画変更) 第14条 町長は、条例第51条の規定により使用者の決定した使用区画について、使用決定者相互から使用区画替え申請書(様式第16号)により申請があった場合で、適當と認めるときは、使用区画替え承認書(様式第17号)により承認し、使用区画を変更することができる。			
標準処理期間	15日		
備考			
設 定 年 月 日	令和3年3月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 222

担当部署: 同和・人権政策課

処分の概要	駐車場の使用承継の承認					
例 規 名 根 拠 条 項	井手町駐車場管理施行規則 第6条第2項					
例 規 番 号	平成10年規則第5号					
【基準】						
第6条の規定による。 (使用の承継) 第6条 町長は、条例第48条に規定する駐車場の使用の許可を受けた者に死亡、退去その他特別の事情がある場合、当該住宅の入居者等から使用決定者承継承認申請書(様式第5号)を提出させるものとする。						
2 町長は、審査のうえ適當と認めたときは使用を承継しようとする者が、第11条の使用許可の取消等の要件に該当しない場合は、使用決定者承継承認書(様式第6号)により使用の承継を認めることができる。						
標準処理期間	15日					
備考						
設 定 年 月 日	令和3年3月31日	最終変更年月日	年 月 日			

ID: 225

担当部署: 上下水道課

処分の概要	分担金の減免					
例 規 名	井手町水道事業分担金徴収条例 第5条(井手町多賀地区簡易水道事業分担金徴収条例第2条において準用する場合を含む。)					
例 規 番 号	昭和63年条例第23号					
【基準】						
<p>第5条及び井手町水道事業分担金徴収条例施行規則第3条の規定による。</p> <p>(分担金の減免)</p> <p>第5条 管理者は、公益上その他特別の理由があると認めたときは、第3条に規定する分担金の額を減免することができる。</p> <p>(分担金の減免)</p> <p>第3条 条例第5条の規定により減免することができる場合は、次のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 国及び地方公共団体の公益的施設を井手町が誘致した場合は、申込金額の半額を減免する。 (2) 井手町が公共施設等を整備した場合は、申込金額の全額を減免する。 						
標準処理期間	15日					
備考						
設 定 年 月 日	令和3年3月31日	最終変更年月日	年 月 日			

ID: 226

担当部署: 上下水道課

処分の概要	給水装置の新設等の承認					
例 規 名	井手町水道事業給水条例 第10条第1項(井手町多賀地区簡易水道事業給水条例 第3条において準用する場合を含む。)					
例 規 番 号	昭和63年条例第24号					
【基準】						
第10条の規定による。 (工事の申込) 第10条 給水装置を新設、増設、改造、修繕(給水装置の軽微な変更を除く。)及び撤去工事(以下「工事」という。)をしようとする者(以下「給水申込者」という。)は、管理者の定めるところにより、あらかじめ管理者に申し込み、その承認を受けなければならない。 2 前項の申込みにあたり、管理者が必要と認められるときは、利害関係人の同意書等の提出を求めることがある。						
標準処理期間	30日					
備考						
設 定 年 月 日	令和3年3月31日	最終変更年月日	年 月 日			

ID: 227

担当部署: 上下水道課

処分の概要	設計審査及び竣工検査					
例 規 名	井手町水道事業給水条例 第11条第3項(井手町多賀地区簡易水道事業給水条例 第3条において準用する場合を含む。)					
例 規 番 号	昭和63年条例第24号					
【基準】						
<p>第11条第3項の規定による。</p> <p>(工事の施行)</p> <p>第11条 工事は、管理者若しくは給水申込者が選定した法第16条の2第1項の指定した者(以下「指定給水装置工事事業者」という。)が施行する。</p> <p>2 管理者は、指定給水装置工事事業者に対し、配水管に給水管を取り付ける工事及び当該取付口からメーターまでの工事に関する工法、工期、その他工事上の条件を指示することができる。</p> <p>3 法第16条の2第1項の規定により、指定給水装置工事事業者が給水装置工事を施行する場合は、あらかじめ管理者の設計審査(使用材料の確認を含む。)を受け、かつ、工事竣工後速やかに、管理者の竣工検査を受けなければならない。</p> <p>4 前項の設計審査及び竣工検査に要する費用は、それぞれ管理者が定めるところにより、給水申込者が負担しなければならない。</p>						
標準処理期間	15日					
備考						
設 定 年 月 日	令和3年3月31日	最終変更年月日	年 月 日			

ID: 233

担当部署: 上下水道課

処分の概要	料金、手数料等の減免					
例 規 名	井手町水道事業給水条例 第35条(井手町多賀地区簡易水道事業給水条例第3条において準用する場合を含む。)					
例 規 番 号	昭和63年条例第24号					
【基準】 第35条の規定による。 (料金、手数料等の軽減又は免除) 第35条 管理者は、公益上その他特別の理由があると認めたときは、この条例によって納付しなければならない料金、手数料その他の費用を軽減又は免除することができる。						
標準処理期間 15日						
備考						
設 定 年 月 日	令和3年3月31日	最終変更年月日	年 月 日			

ID: 237

担当部署: 上下水道課

処分の概要	指定工事業者証の交付及び再交付
例 規 名 根 拠 条 項	井手町指定給水装置工事事業者規程 第6条第1項及び第4項
例 規 番 号	平成10年規程第1号
【基準】	
<p>第5条及び第6条の規定による。</p> <p>(指定の基準)</p> <p>第5条 管理者は、前条第1項の指定の申請をした者が次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、同項の指定をしなければならない。</p> <p>(1) 事業所ごとに第14条第1項の規定により主任技術者として選任されることとなる者を置く者であること</p> <p>(2) 次に定める機械器具を有する者であること</p> <ul style="list-style-type: none"> イ 金切りのこその他の管の切断用の機械器具 ロ やすり、パイプねじ切り器その他の管の加工用の機械器具 ハ トーチランプ、パイプレンチその他の接合用の機械器具 ニ 水圧テストポンプ <p>(3) 次のいずれにも該当しない者であること</p> <ul style="list-style-type: none"> イ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者 ロ 精神の機能の障害により給水装置工事の事業を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者 ハ 法に違反して、刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から2年を経過しない者 ニ 第10条第1項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から2年を経過しない者 ホ その業務に関し不正又は不誠実な行為をする恐れがあると認めるに足りる相当の理由がある者 ヘ 法人であつて、その役員のうちにイからホまでのいずれかに該当する者があるもの(指定工事業者証の交付) <p>第6条 管理者は、第4条第1項の指定を行ったときは、速やかに指定工事業者に井手町指定給水装置工事事業者証(別記様式第1号、以下「指定工事業者証」という。)を交付する。</p> <p>2 指定工事業者は、事業の廃止を届け出たとき又は第10条の指定の取消しを受けたときは、指定工事業者証を管理者に返納するものとする。</p> <p>3 指定工事業者は、事業の休止を届け出たとき又は第11条の指定の停止を受けたときは、指定工事業者証を管理者に提出するものとする。</p> <p>4 指定工事業者は、指定工事業者証を汚損又は紛失したときは、直ちに別記様式第2号による申請書を町長に提出して再交付を受けなければならない。</p>	
標準処理期間	30日
備考	

井手町 条例適用申請に対する処分個票

設 定 年 月 日	令和3年3月31日	最終変更年月日	年 月 日
-----------	-----------	---------	-------

ID: 238

担当部署: 上下水道課

処分の概要	指定の更新					
例 規 名 根 拠 条 項	井手町指定給水装置工事事業者規程 第8条第1項					
例 規 番 号	平成10年規程第1号					
【基準】 第8条の規定による。 (指定の更新) 第8条 指定工事業者が、指定の有効期間満了に際し、引き続き指定工事業者としての指定を受けようとするときは、町長の指定する日までに施行規則に定められた様式第1による申請書を町長に提出しなければならない。 2 前項の申請書に添付又は提出する書類等について、第4条第2項から第4項の規定を準用する。						
標準処理期間 15日						
備考						
設 定 年 月 日	令和3年3月31日	最終変更年月日	年 月 日			

ID: 240

担当部署: 上下水道課

処分の概要	分担金の減免		
例 規 名 根 拠 条 項	簡易水道工事分担金徴収条例 第6条		
例 規 番 号	昭和43年条例第18号		
【基準】 第6条の規定による。 (分担金の減免) 第6条 工事にあてる目的をもつて土地その他物件、金銭の寄附をしたものに対しては、町長はその額に応じて分担金を減免することができる。 2 前項に定める場合を除くの外町長は、災害その他の理由により必要と認めるときは、分担金を減免することができる。			
標準処理期間	15日		
備考			
設 定 年 月 日	令和3年3月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 243

担当部署: 産業環境課

処分の概要	利用の許可
例 規 名 根 拠 条 項	井手町立婦人研修センター設置及び管理に関する条例 第5条
例 規 番 号	昭和63年条例第1号
【基準】	
<p>第5条、第8条及び井手町暴力団排除条例第9条の規定による。 (指定管理者が行う業務)</p> <p>第5条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 婦人研修センターの利用の許可に関する業務 (2) 婦人研修センターの維持管理に関する業務 (3) 前2号に掲げるもののほか、婦人研修センターの運営に関する事務のうち、町長のみの権限に属する事務を除く業務 <p>(利用の制限)</p> <p>第8条 次の各号のいずれかに該当するときは、婦人研修センターを利用することができない。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 公の秩序又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき (2) 婦人研修センター又はその附属設備を汚損し、損傷し、又は滅失するおそれがあると認められるとき (3) 婦人研修センターの管理運営上支障があると認められるとき (4) 前各号に掲げるもののほか、公益上支障があると認められるとき <p>(町が設置した公の施設の使用の不承認等)</p> <p>第9条 町長若しくは教育委員会又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により指定された法人その他の団体は、町が設置した公の施設が暴力団の活動に利用されると認めるとときは、当該公の施設の使用の承認について定める他の条例の規定にかかわらず、当該条例の規定に基づく使用の承認をせず、又は当該使用の承認を取り消すことができる。</p> <p><その他の運用基準></p> <p>井手町の公の施設におけるヘイトスピーチ防止のための使用手続きに関するガイドライン (平成30年9月1日付30井同第102号、いづみ人権交流センター所長通知)による。</p> <p>(井手町の公の施設におけるヘイトスピーチ防止のための使用手続きに関するガイドライン) 次のいずれかに該当する場合は不承認又は不許可とし、若しくは承認又は許可を取り消しすることができるものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 当該申請に係る行為が、公の秩序又は善良の風俗に反するおそれがあるとき。 (2) 当該申請に係る行為が、施設の管理・運営上支障があると認められるとき。 	
標準処理期間	15日

井手町 条例適用申請に対する処分個票

備考

設 定 年 月 日	令和3年3月31日	最終変更年月日	年 月 日
-----------	-----------	---------	-------

ID: 244

担当部署: 高齢福祉課

処分の概要	利用の許可
例 規 名 根 拠 条 項	井手町立老人福祉センター設置及び管理に関する条例 第4条
例 規 番 号	昭和55年条例第3号

【基準】

第4条、第7条及び井手町暴力団排除条例第9条の規定による。

(指定管理者が行う業務)

第4条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 老人福祉センターの利用の許可に関する業務
- (2) 老人福祉センターの維持管理に関する業務
- (3) 前2号に掲げるもののほか、老人福祉センターの運営に関する事務のうち、町長のみの権限に属する事務を除く業務

(利用制限)

第7条 公益上、利用者に危害を及ぼすおそれのある者は老人福祉センターを利用することができない。

2 前項の規定に基づき、指定管理者が利用を拒否したときはこれに従わなければならない。

(町が設置した公の施設の使用の不承認等)

第9条 町長若しくは教育委員会又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により指定された法人その他の団体は、町が設置した公の施設が暴力団の活動に利用されると認めるときは、当該公の施設の使用の承認について定める他の条例の規定にかかわらず、当該条例の規定に基づく使用の承認をせず、又は当該使用の承認を取り消すことができる。

<その他の運用基準>

井手町の公の施設におけるヘイトスピーチ防止のための使用手続きに関するガイドライン

(平成30年9月1日付30井同第102号、いづみ人権交流センター所長通知)による。

(井手町の公の施設におけるヘイトスピーチ防止のための使用手続きに関するガイドライン)

次のいずれかに該当する場合は不承認又は不許可とし、若しくは承認又は許可を取り消しすることができるものとする。

- (1)当該申請に係る行為が、公の秩序又は善良の風俗に反するおそれがあるとき。
- (2)当該申請に係る行為が、施設の管理・運営上支障があると認められるとき。

標準処理期間	15日
備考	

井手町 条例適用申請に対する処分個票

設 定 年 月 日	令和3年3月31日	最終変更年月日	年 月 日
-----------	-----------	---------	-------

ID: 245

担当部署: 議会事務局

処分の概要	開示請求に対する決定
例 規 名 根 拠 条 項	井手町議会の個人情報の保護に関する条例 第24条
例 規 番 号	令和5年条例第3号

【基準】

第18条及び第20条から第24条までの規定による。

(開示請求権)

第18条 何人も、この条例の定めるところにより、議長に対し、自己を本人とする保有個人情報の開示を請求することができる。

2 未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人(以下「代理人」と総称する。)は、本人に代わって前項の規定による開示の請求(以下「開示請求」という。)をすることができる。

(保有個人情報の開示義務)

第20条 議長は、開示請求があったときは、開示請求に係る保有個人情報に次の各号に掲げる情報(以下「不開示情報」という。)のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示しなければならない。

(1) 開示請求者(第18条第2項の規定により代理人が本人に代わって開示請求をする場合にあっては、当該本人をいう。次号及び第3号、次条第2項並びに第27条第1項において同じ。)の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報

(2) 開示請求者以外の個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)若しくは個人識別符号が含まれるもの又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法令の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報

イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報

ウ 当該個人が公務員等(国家公務員法(昭和22年法律第120号)第2条第1項に規定する国家公務員(独立行政法人通則法第2条第4項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。)、独立行政法人等の役員及び職員、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人の役員及び職員をいう。)である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分

(3) 法人その他の団体(国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下この号において「法人等」という。)に関する情報又は開示請求者以外の事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報を除く。

ア 開示することにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利

益を害するおそれがあるもの

- イ 議会の要請を受けて、開示しないとの条件で任意に提供されたものであって、法人等又は個人における通例として開示しないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの
- (4) 国の機関、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間ににおける審議、検討又は協議に関する情報であって、開示することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に住民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるものの
- (5) 国の機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの
 - ア 議長が第24条各項の決定(以下「開示決定等」という。)をする場合において、犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれ
 - イ 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ
 - ウ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、国、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ
 - エ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ
 - オ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ
 - カ 独立行政法人等、地方公共団体が経営する企業又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

(部分開示)

第21条 議長は、開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が含まれている場合において、不開示情報に該当する部分を容易に区分して除くことができるときは、開示請求者に対し、当該部分を除いた部分につき開示しなければならない。

2 開示請求に係る保有個人情報に前条第2号の情報(開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものに限る。)が含まれている場合において、当該情報のうち、氏名、生年月日その他の開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなる記述等及び個人識別符号の部分を除くことにより、開示しても、開示請求者以外の個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。

(裁量的開示)

第22条 議長は、開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が含まれている場合であっても、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示することができる。

(保有個人情報の存否に関する情報)

第23条 開示請求に対し、当該開示請求に係る保有個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、議長は、当該保有個人情報の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。

(開示請求に対する措置)

第24条 議長は、開示請求に係る保有個人情報の全部又は一部を開示するときは、その旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨、開示する保有個人情報の利用目的及び開示の実施に關し議長が定める事項を書面により通知しなければならない。ただし、第5条第2号又は第3号に該当する場合における当該利用目的については、この限りでない。

井手町 条例適用申請に対する処分個票

2 議長は、開示請求に係る保有個人情報の全部を開示しないとき(前条の規定により開示請求を拒否するとき、及び開示請求に係る保有個人情報を保有していないときを含む。)は、開示をしない旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

標準処理期間	開示請求があった日から30日以内(第25条第1項)		
備考			
設定年月日	令和5年4月1日	最終変更年月日	令和7年4月1日

ID: 246

担当部署: 議会事務局

処分の概要	訂正請求に対する決定
例 規 名 根 拠 条 項	井手町議会の個人情報の保護に関する条例 第34条
例 規 番 号	令和5年条例第3号

【基準】

第31条、第33条及び第34条の規定による。

(訂正請求権)

第31条 何人も、自己を本人とする保有個人情報(次に掲げるものに限る。第38条第1項において同じ。)の内容が事実でないと思料するときは、この条例の定めるところにより、議長に対し、当該保有個人情報の訂正(追加又は削除を含む。以下この章において同じ。)を請求することができる。ただし、当該保有個人情報の訂正に関して他の法令の規定により特別の手続が定められているときは、この限りでない。

(1) 開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報

(2) 開示決定に係る保有個人情報であって、第29条第1項の他の法令の規定により開示を受けたもの

2 代理人は、本人に代わって前項の規定による訂正の請求(以下「訂正請求」という。)をすることができる。

3 訂正請求は、保有個人情報の開示を受けた日から90日以内にしなければならない。

(保有個人情報の訂正義務)

第33条 議長は、訂正請求があった場合において、当該訂正請求に理由があると認めるときは、当該訂正請求に係る保有個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、当該保有個人情報の訂正をしなければならない。

(訂正請求に対する措置)

第34条 議長は、訂正請求に係る保有個人情報の訂正をするときは、その旨の決定をし、訂正請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

2 議長は、訂正請求に係る保有個人情報の訂正をしないときは、その旨の決定をし、訂正請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

標準処理期間	訂正請求があった日から30日以内(第35条第1項)
---------------	---------------------------

備考	
-----------	--

設 定 年 月 日	令和5年4月1日	最 終 変 更 年 月 日	令和7年4月1日
------------------	----------	----------------------	----------

ID: 247

担当部署: 議会事務局

処分の概要	利用停止請求に対する決定
例 規 名 根 拠 条 項	井手町議会の個人情報の保護に関する条例 第41条
例 規 番 号	令和5年条例第3号

【基準】

第38条、第40条及び第41条の規定による。

(利用停止請求権)

第38条 何人も、自己を本人とする保有個人情報が次の各号のいずれかに該当すると思料するときは、この条例の定めるところにより、議長に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。ただし、当該保有個人情報の利用の停止、消去又は提供の停止(以下「利用停止」という。)に関して他の法令の規定により特別の手続が定められているときは、この限りでない。

- (1) 第4条第2項の規定に違反して保有されているとき、第6条の規定に違反して取り扱わされているとき、第7条の規定に違反して取得されたものであるとき、又は第12条第1項及び第2項の規定に違反して利用されているとき 当該保有個人情報の利用の停止又は消去
- (2) 第12条第1項及び第2項の規定に違反して提供されているとき 当該保有個人情報の提供の停止

2 代理人は、本人に代わって前項の規定による利用停止の請求(以下「利用停止請求」という。)をすることができる。

3 利用停止請求は、保有個人情報の開示を受けた日から90日以内にしなければならない。
(保有個人情報の利用停止義務)

第40条 議長は、利用停止請求があった場合において、当該利用停止請求に理由があると認めることは、議会における個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な限度で、当該利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をしなければならない。ただし、当該保有個人情報の利用停止をすることにより、当該保有個人情報の利用目的に係る事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるときは、この限りでない。

(利用停止請求に対する措置)

第41条 議長は、利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をするときは、その旨の決定をし、利用停止請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

2 議長は、利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をしないときは、その旨の決定をし、利用停止請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

標準処理期間	利用停止請求があつた日から30日以内(第42条第1項)		
備考			
設 定 年 月 日	令和5年4月1日	最 終 変 更 年 月 日	令和7年4月1日

ID: 1001

担当部署: 建設課

処分の概要	移転等の許可(車両広告に係る事務を除く。)		
例 規 名 根 拠 条 項	京都府屋外広告物条例 第12条		
例 規 番 号	昭和28年 京都府条例第30号		
【基準】 第12条及び井手町の屋外広告物の規制に関する基準等を定める規則による。 (変更等の許可) 第12条 第4条又は第5条の規定による許可を受けた後、広告物又は掲出物件を移転し、若しくは改造し、又は第8条ただし書の規定による期間の更新をしようとするときは、更に知事の許可を受けなければならない。			
標準処理期間	30日		
備考			
設 定 年 月 日	令和3年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 1003

担当部署: 建設課

処分の概要	表示等の許可(車両広告に係る事務及び第5条第1項第3号の規定による場所の指定の事務を除く。)
例 規 名 根 拠 条 項	京都府屋外広告物条例 第4条及び第5条
例 規 番 号	昭和28年 京都府条例第30号

【基準】

第4条及び第5条並びに井手町の屋外広告物の規制に関する基準等を定める規則による。
(表示等の許可)

第4条 広告物を表示し、又は掲出物件を設置しようとする者は、知事の許可を受けなければならぬ。

(禁止に対する特例)

第5条 次の各号のいずれかに該当する広告物又は掲出物件は、第3条の規定にかかわらず、知事の許可により表示し、又は設置することができる。

(1) 公益上やむを得ないもの

(2) 看板その他慣例上やむを得ないもの

(3) 知事が良好な景観を形成し、又は風致を維持し、及び公衆に対する危害を防止する上で支障がないものと認めて指定する場所(第3条第1項第12号の区域を除く。)において規則で定める基準に適合するもの

2 次の各号のいずれかに該当する広告物又は掲出物件は、知事の許可を受け、表示し、又は設置する場合に限り、第3条第1項の規定は適用しない。

(1) 道標、案内図板その他公共的目的を有し、若しくは公衆の利便に供することを目的とする広告物又はこれらの掲出物件

(2) 自己の氏名、名称、店名若しくは商標又は自己の事業若しくは営業の内容を表示するため、自己の住所又は事業所、営業所若しくは作業所に表示する広告物又は掲出物件(次条第1項第4号に掲げる広告物又は掲出物件を除く。)

3 前2項の許可を受けた場合においては、前条の規定は適用しない。

標準処理期間	30日
---------------	-----

備考	
-----------	--

設 定 年 月 日	令和3年4月1日	最終変更年月日	年 月 日
------------------	----------	----------------	-------

ID: 1007

担当部署: 教育委員会事務局 社会教育課

処分の概要	現状変更等(京都府の機関の行為を除く。)の許可(教育委員会規則で定める行為に係るものに限る。)		
例 規 名 根 拠 条 項	京都府文化財保護条例 第49条第1項		
例 規 番 号	昭和56年京都府条例第27号		
【基準】 第49条第1項の規定による。 (現状変更等の制限) 第49条 府指定史跡名勝天然記念物に關しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、教育委員会の許可を受けなければならない。ただし、現状の変更については維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為については影響が軽微である場合は、この限りでない。 2 前項ただし書に規定する維持の措置の範囲は、教育委員会規則で定める。 3 第1項の規定による許可をする場合には、第21条第3項及び第4項の規定を準用する。 4 第1項の許可を受けることができなかつたことにより、又は前項で準用する第21条第3項の許可の条件を付せられたことによつて損失を受けた者に対しては、府は、その通常生ずべき損失を補償する。			
標準処理期間	30日		
備考			
設 定 年 月 日	令和3年4月1日	最終変更年月日	年 月 日